

平成 23 年第 3 回定例会

生活文化環境森林常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 13 号 製造委託契約について
(新三重県立博物館(仮称)展示製作及び施工業務委託)・ 1

◎ 所管事項説明

- 1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 みえ県民カビジョン行動計画(仮称)中間案(生活・文化部所管)について・・ 8
- 3 三重県版事業仕分け(公開仕分け)の結果報告について・・・・・・・・・・ 10
- 4 新県立博物館の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 雇用対策事業の取組状況等について・・・・・・・・・・・・ 16
- 6 NPO等の活動環境整備について・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 7 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- (1) 三重県総合文化センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) 三重県交通安全研修センター・・・・・・・・・・・・ 32
- (3) みえ県民交流センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 8 指定管理候補者の選定過程の状況について
- (1) 三重県交通安全研修センター・・・・・・・・・・・・ 40
- (2) みえ県民交流センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 9 人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告について・・・・・・・・ 54
- 10 三重県男女共同参画施策の年次報告について・・・・・・・・・・・・ 58
- 11 第9次三重県職業能力開発計画(最終案)について・・・・・・・・・・・・ 60
- 12 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・ 64

- 別冊 1 みえ県民カビジョン行動計画(仮称)中間案(生活・文化部関係抜粋版)
- 別冊 2 三重県版事業仕分け(公開仕分け)事業シート(生活・文化部関係抜粋版)
- 別冊 3 2011(平成23)年度版 人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告
- 別冊 4 第9次三重県職業能力開発計画(最終案)

平成 23 年 10 月 6 日

生活・文化 部

(議案補充説明)

議案番号 第13号 製造委託契約について					
業務名	新三重県立博物館（仮称）展示製作及び施工業務委託				
施行場所	津市上浜町六丁目地内及び一身田上津部田地内				
契約金額	1,089,270,000円（消費税等含む）				
受託者住所氏名	東京都千代田区紀尾井町3番23号 株式会社 トータルメディア開発研究所 代表取締役 澤田 敏企				
契約工期	議決日から平成26年3月20日				
<u>委託の概要</u> ・展示資料・映像音響資料・設備・物品の製作 ・展示資料・映像音響資料・設備・物品の設置、空間演出 ・ミエゾウ全身骨格復元検討 ・展示監修員などによる監修及び利用者意見の聴取					
契約方法	一般競争入札				
入札状況	年月日	平成23年8月16日			
	業者数	3	価格	最低	1,089,270,000円（消費税等含む） 1,037,400,000円（消費税等抜き）
				最高	1,155,000,000円（消費税等含む） 1,100,000,000円（消費税等抜き）
回数	1	予定価格	1,130,766,400円（消費税等含む） 1,076,920,000円（消費税等抜き）		

入札（見積）結果調書

【案件情報】

作成日 平成23年08月16日

案件番号	124005012120110003	予定価格(税抜き)	¥1,076,920,000	入札執行回数	1回
契約管理番号	050121110719143531	基準価格(税抜き)		見積執行回数	0回
案件名称	新三重県立博物館(仮称)展示製作及び施工業務委託				
入札方式	一般競争・最低価格				

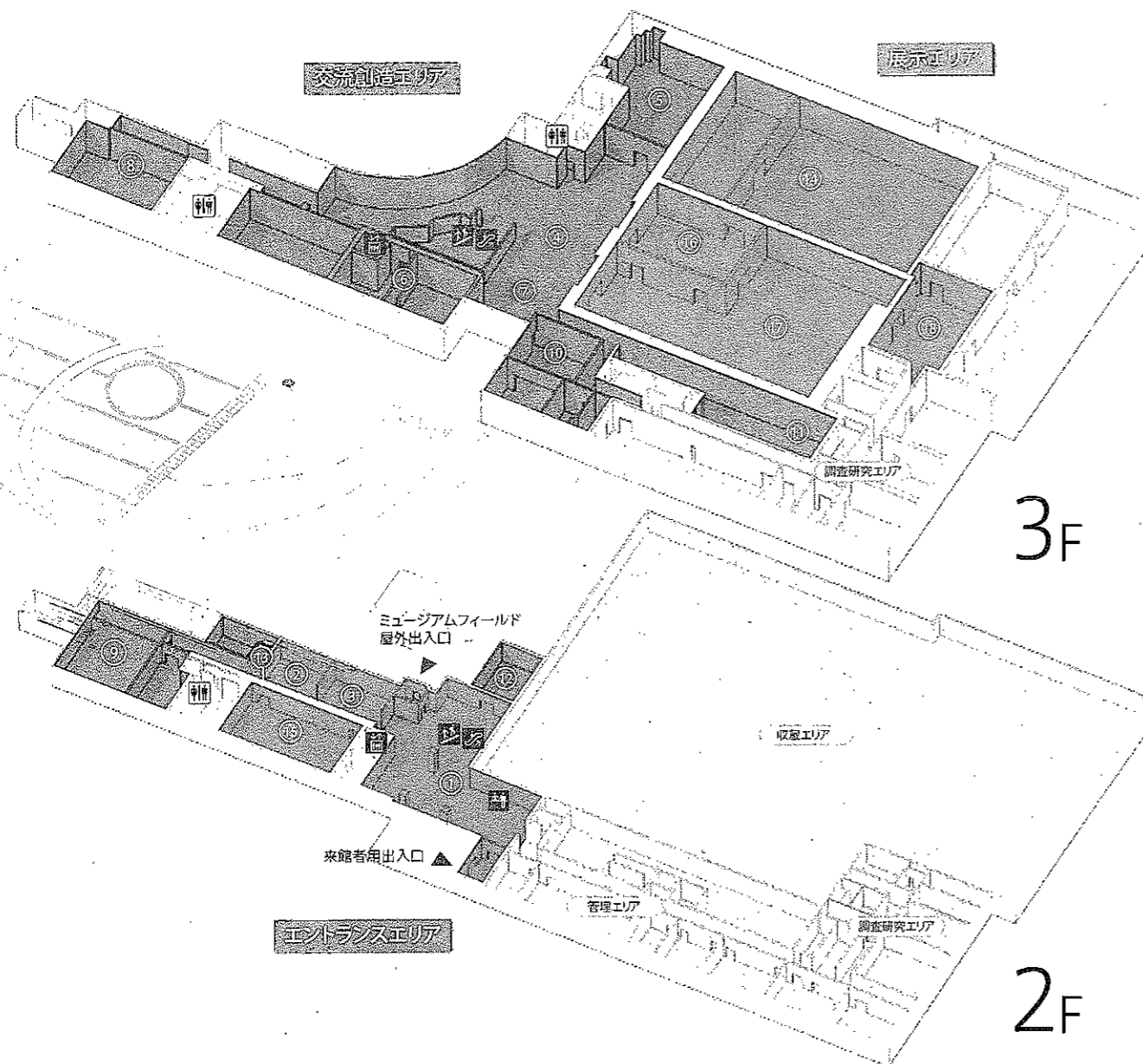
【開札（開封）結果】

No.	業者番号	入札(見積)者名	入札(見積)額	業者状況	入札(見積)結果
			1回目		
1	210095014	株式会社トータルメディア開発研究所	¥1,037,400,000	参加	落札決定
2	210096107	株式会社丹青社	¥1,089,200,000	参加	
3	210096116	株式会社乃村工藝社	¥1,100,000,000	参加	

04 エリア紹介

新博物館では 創造と発信が融合することで 新しい活動を生まだします

新博物館では、「三重が持つ『多様性の力』」を創造・発信する交流創造エリアと展示エリアが融合することで、新しい活動を生まだします。このような博物館を、県民・利用者のみならずが利用し、展示を見ることで、自分たちがくらししている地域への興味や関心、好奇心を持ち、その後の博物館活動に参加していただくことで、地域活動と博物館活動の相互循環が生まれます。



■ エントランスエリア

開かれた明るい空間で期待感が高まります

① エントランスホール

来館者を迎える博物館の顔にふさわしく、伊勢型紙をモチーフに三重らしさを演出した明るい吹き抜けの空間で、期待感が高まります。

② 飲食・休憩スペース

テーブルや壁などに三重の魅力と楽しさを演出し、オオサンショウウオの水櫃を眺めながら、楽しく、くつろいだ時間を過ごすことができます。

③ ミュージアムショップ

博物館の刊行物や活動のためのグッズ類に加え、博物館らしさを演出したオリジナルグッズ類や、三重の伝統工芸品、三重らしさを感じるお土産品などを販売します。

■ 交流創造エリア

学習や研究など多様な活動と交流が展開する空間

交流創造エリアは、新博物館の特色である「交流創造」を積極的に展開する役割を果たします。活動の中心となる学習交流スペースをはじめ、子ども体験展示室、資料閲覧室などの諸室の機能連携により、三重の自然と歴史・文化に関する県民・利用者のみならずの多様な興味や関心、目的に応える活動を展開する、明るく開放的な空間とします。

④ 学習交流スペース

交流創造エリアの中心的な役割を果たすスペース。交流創造エリアの諸室や展示エリアとも機能連携しながら、三重に関する興味や関心、目的に応じた県民・利用者のみならずの学習や研究、グループ・団体等の活動と交流の舞台となります。

⑤ 子ども体験展示室

子どもたちが、やってみる・しらべる・のこす・つたえるを体験できる展示を通じて、博物館の楽しさを知ることができます。

⑥ 三重の実物図鑑ルーム

昆虫や植物、動物、伝統工芸品など三重の自然と歴史・文化に関する基本的な資料を図鑑のように展示しています。

⑦ レファレンスカウンター

学習交流スペースの窓口として、三重の自然と歴史・文化、県の歴史的公文書、県内外の博物館・公文書館に関する問い合わせや相談など、県民・利用者のみならずの活動や交流をサポートします。

⑧ 研修・ガイダンスルーム

講座や研修会、団体・学校向けのガイダンス(説明・案内)を行います。

⑨ 実験実習室

さまざまなワークショップや実験・実習型の講座を開催します。

⑩ 資料閲覧室

新博物館に収蔵されている三重の自然と歴史・文化に関する資料(県の歴史的公文書も含む)を閲覧することができます。

⑪ 書庫

県民・利用者のみならずが閲覧利用できる約8万冊の書籍(三重の自然と歴史・文化および県内外の博物館・公文書館に関する書籍類)を収蔵しています。

⑫ 県民活動室

新博物館で活動・交流する県民・利用者のみならず、グループ・団体等が活用できる部屋です。

⑬ オオサンショウウオ飼育水櫃

特別天然記念物であるオオサンショウウオを観察できます。

■ 展示エリア

複数の展示室が連動して、
さまざまな三重を発信します

展示エリアは、展示資料の動線や保存環境に配慮した位置に配置するとともに、交流創造エリアと連動することで、博物館活動の幅を広げるなどの相乗効果を高めます。三重の多様で豊かな自然と歴史・文化の魅力を紹介する「基本展示」と、複数のテーマによる大小さまざまな展示の組み合わせで展開する「テーマ展示」の2つの展示を展開することで、三重の特色である「多様性」を探求し、県内外に発信します。

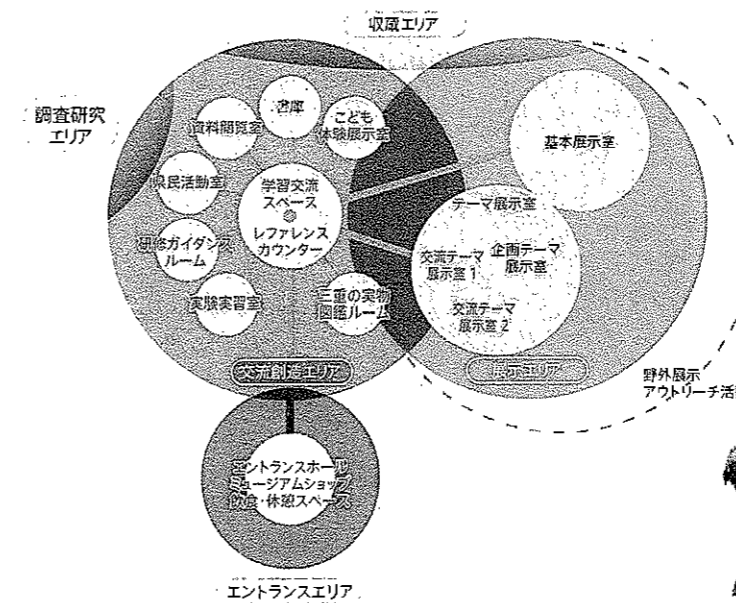
⑭ 基本展示室

常設的に三重の特色である自然と歴史・文化の「多様性」やその魅力をわかりやすく紹介し、「三重ってすごいところ!」を発信します。一つの空間で展示することで、豊かな自然の中で人・モノ・文化が育まれた三重を総合的に表現します。美しさ、ダイナミックさなど、体感的に伝える展示で来館者をひきつけ、さらにより詳しい情報へと興味・関心を深める展示とします。

テーマ展示室

- ⑮ 交流テーマ展示室 1
- ⑯ 交流テーマ展示室 2
- ⑰ 企画テーマ展示室
- ⑱ 展示準備作業室

展示の内容・規模に応じて3つの展示室を柔軟に活用することで、全国規模の展示から小さな展示まで多様な内容の展示を楽しめます。また、館の自主企画から、県民・利用者のみならずとの協創による展示まで、年中新しい展示を見ることができ、三重の魅力が多角的に知ることができます。



県立博物館の「けんぱくのおすすめ」から
カモシカは実は「ウシ科」なんですよ。
くわしくは、県博ホームページの「けんぱくのおすすめ」へ!
<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/haku/osusume/index.htm>

05 交流創造

新しい発見やおどろき、 知的好奇心から 広がる多彩な活動と交流の輪

交流創造の活動として、三重の自然と歴史・文化に関する知りたい、学びたい、調べたいなどのさまざまなニーズを持つ県民・利用者みなさんに対して、三重に関するレファレンス、情報発信、資料の閲覧、学習交流プログラムなどの機会を提供します。そこから得られる一人ひとりの新しい発見やおどろき、知的好奇心から広がる多彩な活動を県民・利用者と館、県民・利用者相互の交流の中で育み、新たな創造や発信へとつなげていきます。

■ 交流創造エリアの中核 — 学習交流スペース —

① レファレンスカウンター

学習交流スペースの核となる場として、学芸員や担当者が常駐し、臨機応変に、県民・利用者みなさんの活動や交流をサポートします。

② 資料相談コーナー

三重の実物図鑑ルームや資料閲覧室・書庫も活用しながら、運動して県民・利用者みなさんの資料相談などに対応します。

③ 資料閲覧室

実物資料や図書資料などを実際に見て調べたい人の閲覧に適切に対応します。収蔵庫からの資料がスムーズに搬出入できるよう管理エリアと隣接しています。

④ 開架書架・情報コーナー

三重の自然と歴史・文化に関する書籍や情報を自由に見ることができます。わからないことや調べもの相談をレファレンスカウンターや資料相談コーナーにいる学芸員などの職員に聞くことができます。

⑤ ワークショップコーナー

訪れた県民・利用者みなさんが、気軽に参加できる多様なワークショップを展開します。

⑥ くつろぎコーナー

ミュージアムフィールド側に面した四季折々の季節を楽しめる明るい場所で、来館した人がゆったりとくつろいだり、談笑したりすることができます。

⑦ 活動コーナー

自主的に活動するさまざまなグループのミーティングや活動の発表など自由に利用できます。

⑧ 県内博物館情報コーナー

県民・利用者みなさんの興味・関心に応じてくれる、多彩な県内博物館の情報を発信できる情報コーナーです。

三重の実物図鑑ルーム

三重の実物図鑑ルーム

子どもたちが博物館を好きになる展示室



訪れた子どもたちが「遊ぶ・楽しむ」を通して、博物館の楽しさを知るきっかけとなる展示室。資料に接することができる展示内容です。窓からミュージアムフィールドが望める開放的な空間に、登ったりくつろいだりできる天井高を生かした展示を設けています。子どもたちの好奇心が高まります。

三重の自然と歴史・文化資料を美しく、図鑑的に展示



歴史と文化に関する資料は、特徴を際立たせる美しい展示を基本とし、季節・企画に応じた展示替えを行います。自然に関する資料は図鑑的分類による展示に加えて、映像やグラフィック、さわれる展示など、動植物の生態を伝える展示手法を用い、身近な三重の魅力を再発見できます。

資料相談コーナー

開架書架・情報コーナー

レファレンスカウンター

資料閲覧室

三重の近・現代史を実物から学ぶ — 公文書館の機能を持つ博物館 —

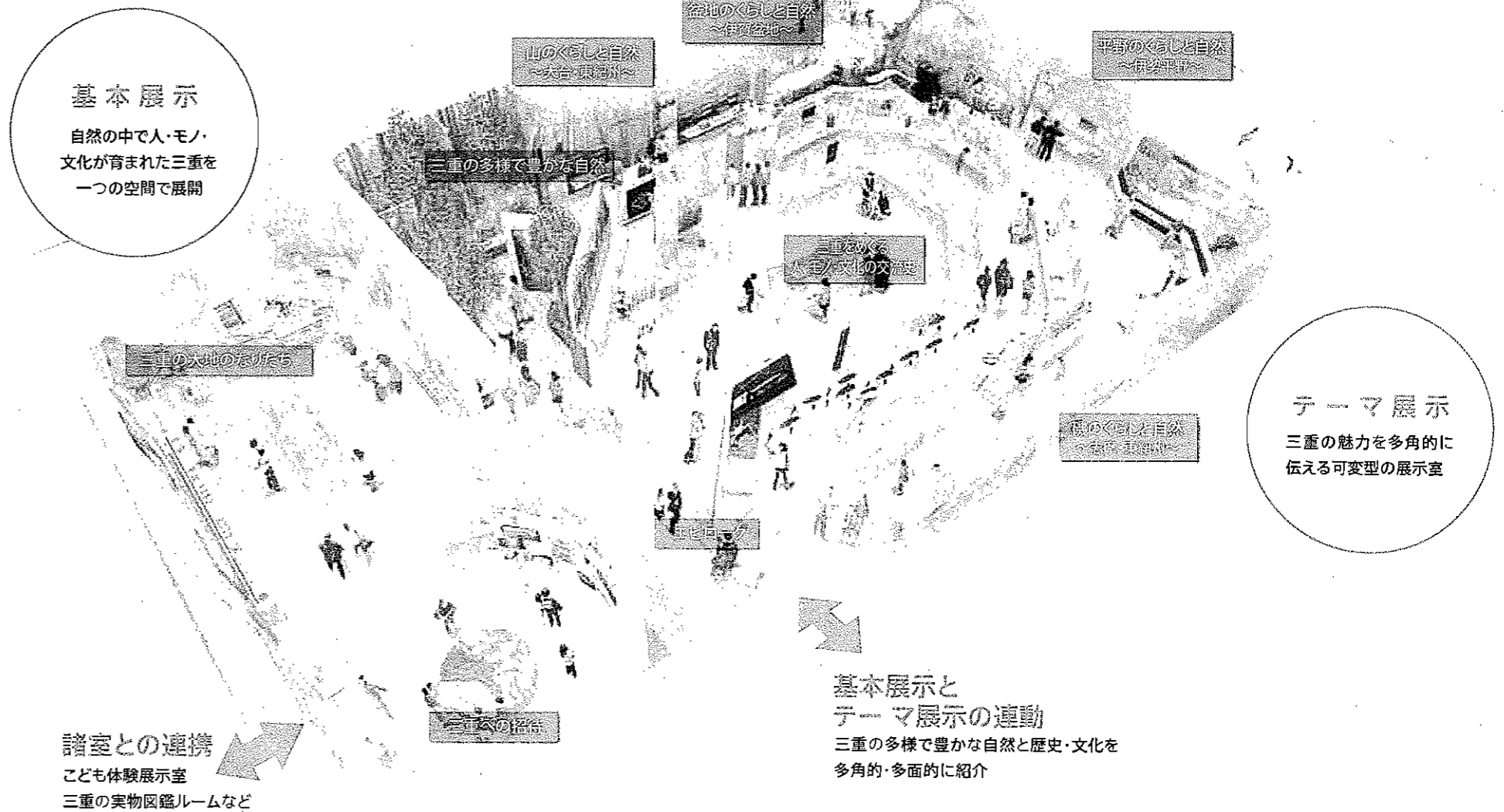
新博物館では、県の作成した公文書を選別して、歴史的公文書として受け入れ、博物館のもつ古文書や多様な実物資料とともに、県民・利用者みなさんが閲覧できるようにします。こうした資料をはじめ、普段展示されていない資料を実際に目の前で見ることで、より自然や歴史へのわくわくどきどきが高まります。

こども体験展示室

06 展示

訪れるたびに 新しい視点や角度で 見ることができる展示

多様で豊かな三重のあらしを紹介する「基本展示」と、いくつかの展示を組み合わせるさまざまな視点から三重の魅力を発信する「テーマ展示」を中心に構成しています。子どもから大人まで誰もが、わくわく、どきどき感をもって楽しむことができる新しい発見や驚きに満ちた親しみやすく理解しやすい展示をめざしています。また、さまざまな視点による展示を複数の展示空間で展開し、これらを更新することにより、三重の多様性の豊かさや三重の持つ多彩な魅力を次々と感じることができる展示です。訪れるたび、新しい発見ができます。



■ 基本展示

基本展示室は、大杉谷・大台ヶ原、鈴鹿山脈、伊勢湾、熊野灘に代表される三重の特徴的な自然環境を四隅に配置し、その中で育まれた人・モノ・文化の交流史を中央で展開します。また、山、盆地、平野、磯の4つの視点から人のくらしと自然の関わりを総合的に考えるコーナーを、それらの間に配置します。これらを大きな空間で一体的に紹介することで、三重の自然と歴史・文化を総合的にとらえ、表現します。

● 共有展示

1つの資料を自然と歴史・文化の両面から見る手法を取り入れることで、資料を一体的・総合的に紹介します。

● 参加する展示

4つの「くらしと自然」のコーナーには、県民・利用者みなさんから寄せられる「くらしと自然」に関連した写真資料や情報を反映する「参加する」展示を設け、県民・利用者みなさんとともに作る展示とします。

■ テーマ展示

基本展示を発展させ、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化を多角的・多面的に、または全国的な視野から紹介するために、複数のテーマによる大小さまざまな展示をフレキシブルに組み合わせて展開します。テーマ展示は「トピック展示」、「企画展示(自主企画展・全国巡回展)」、「交流展示」で構成します。

● トピック展示

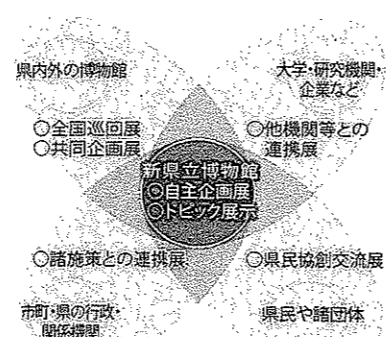
基本展示の内容と関連することや基本展示をさらに展開した、小規模な展示で、四季にちなんだ展開や、分野別、分類別、地域別などさまざまな切り口で紹介します。

● 企画展示

従来型の特別展・企画展に相当するもので、調査研究などの成果をベースに三重の自然と歴史・文化やこれにちなむ幅広い魅力を紹介する自主企画展を年数回程度開催する展覧会のほかに、全国的な規模で行われる全国巡回展などを実施します。

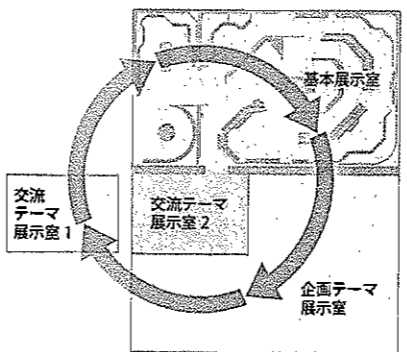
● 交流展示

県民や諸団体などの協働による調査研究成果の展示、県民や諸団体の主体的な活動成果に博物館が展示技術の支援を行い実施する県民協創交流展をはじめ、大学、企業等と連携して実施する他機関などの連携展、博物館の展示発信機能を生かして、県の諸施策をより効果的に発信することを目的とした県諸施策との連携展など、さまざまな主体とともに交流展を実施します。



■ 基本展示とテーマ展示の連動

基本展示室と連動させ、大規模な全国巡回展や自主企画展、県民との協創交流展などの組み合わせで、多様な三重の魅力を幅広く紹介します。それぞれの展示内容や規模に応じて、大小さまざまな展示空間をつくりだします。3種類の仕様を持つ展示室を効果的に組み合わせ、多様な展示活動を展開します。また、交流テーマ展示室1では、展示だけではなく、ワークショップなどの多彩な催しの会場として使用するなど、柔軟な活用を可能とします。



展示の3つの基本

新博物館のめざす姿を具体化するにあたり、次の3つを基本において展示設計を行いました。

01 三重の自然と歴史・文化のことがわかる展示

博物館の各所で、三重を知り、学び、探求できるようにさまざまな演出やしなを配置します。

02 みんなで一緒に つくっていく展示

県民・利用者みなさんとともに調査研究成果の展示をはじめ、みなさんから寄せられる地域の情報を展示などで発信していくなど、双方向の交流型の活動を展開します。

03 子どもたちを育む展示

野外も含めた敷地全体を活用して、子どもたちが「遊ぶ・楽しむ」ことを通して、知ること、考えることの楽しさを知り、博物館や地域に対して興味・関心をもてるようにします。

(所管事項説明)

1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

生活文化環境森林常任委員会

重点的な取組	主担当部局名	委員会意見	回答
舞台づくり 元気1 「文化と知的探 求の拠点」連携・ 創造プログラム	生活・文化部	現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すことを前提に新博物館建設の理解を県民に求めたものであるので、前提が崩れることのないように対応を検討してもらいたい。	現博物館の土地は、津市から寄付を受けたものであり、隣接する借楽公園は、津市が管理しています。このため、現博物館の解決策については、「前提」を踏まえた上、津市と十分相談しながら多面的に検討し、より良い方策を見出していきたいと考えています。

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
212	職業能力の開発と勤労者生活の支援	生活・文化部	インターンシップの取組がなかなか広がっていない。企業の理解を得るために若者と企業をつなぐ活動を活発にしてもらいたい。	高校生と企業をつなぐ活動としては、高校生の企業見学会を開催しています。また、県立学校のキャリア教育における学校と地域企業との連携方策について検討する会議（主催：県商工会議所連合会、県教育委員会）に参加し、インターンシップの取組を拡充していきます。
321	交通安全対策の推進	生活・文化部	施策の進展度がBとなっているが、交通事故死者数が2010年は大幅に増えている。主指標の「交通事故死者数」は県民生活にとって非常に重要な数字であるので、今後、より厳しい評価をされたい。	主目標の交通事故死者数については、目標を達成できませんでしたが、副指標・基本事業については、6項目中5項目達成しています。また、2006年は167人であった死者数が、3年連続110人台と減少してきていることから、4年間を通して減少傾向の兆しが見えてきていると判断し、進展度をBとしました。
323	安全で安心できる消費生活の確保	生活・文化部	市町の消費生活相談窓口の設置が進んでいない。相談が身近にできるところと、そうでないところの格差があるとよくないので、広域連携の取り組みを広げてもらいたい。	三重県消費者行政活性化基金の活用促進、人材バンク制度運用など、市町の相談体制充実に向けてさまざまな側面から支援を行っています。また、一市町での相談員配置が困難な場合は、市町の状況に応じた連携形態の検討・協議など、広域連携の円滑な実施への支援を行います。
521	NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)の参画による地域社会づくりの推進	生活・文化部	NPOやボランティアの財源基盤は弱く、財源確保が求められる。国の「新しい公共」の基金事業や県との協働事業だけでは不十分で、新たな支援制度の検討が必要である。	国の新寄付税制を受け、NPO法人に対する寄付が促進される環境の整備をはかります。また、災害ボランティア活動を支援する基金の検討のなかで、平常時からNPO等の活動全般について支援するしくみ・資金のあり方についても、検討してまいります。

2 「みえ県民カビジョン行動計画(仮称)」中間案(生活・文化部所管)について

政策・施策・基本事業の体系

生活・文化部:4政策・11施策(県全体:14政策・49施策)

政策展開の基本方向 (3つの柱)	政策	施策・基本事業
<p>I 「守る」</p> <p>～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～</p>	<p>2 生活安全対策</p> <p>～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～</p>	<p>121 交通安全対策の推進</p> <p>12101 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進</p> <p>12102 安全で快適な交通環境の整備(警察本部)</p> <p>12103 交通秩序の維持(警察本部)</p> <p>123 消費生活の安全の確保</p> <p>12301 消費者の自立のための支援</p> <p>12302 消費者被害の防止・救済</p>
<p>II 「創る」</p> <p>～人と地域の夢や希望を実感できるために～</p>	<p>1 人権の尊重と参画・協働</p> <p>～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～</p>	<p>211 人権尊重社会の実現</p> <p>21101 人権が尊重されるまちづくりの推進</p> <p>21102 人権啓発の推進</p> <p>21103 人権教育の推進(教育委員会)</p> <p>21104 人権擁護の推進</p> <p>212 男女共同参画社会の実現</p> <p>21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</p> <p>21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進</p> <p>21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進</p> <p>21204 性別に基づく暴力等への取組(健康福祉部こども局)</p> <p>213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進</p> <p>21301 多文化共生社会づくりの推進</p> <p>21302 県民主体の多様な国際貢献・交流活動の支援</p> <p>214 NPOの参画による協働社会づくり</p> <p>21401 県民の社会参画活動への支援</p> <p>21402 NPOが活発に活動できる環境の充実</p> <p>21403 NPOとさまざまな主体との協働の推進</p>
<p>3 雇用と就労環境づくり</p> <p>～誰もがいきいきと働ける社会～</p>	<p>3 雇用と就労環境づくり</p> <p>～誰もがいきいきと働ける社会～</p>	<p>231 地域の実情に応じた多様な雇用支援</p> <p>23101 若年者の雇用支援</p> <p>23102 障がい者、高齢者等の雇用支援</p> <p>23103 雇用施策の地域展開</p> <p>232 職業能力開発への支援</p> <p>23201 多様な職業訓練の実施</p> <p>23202 産業人材の育成と技能尊重社会の形成</p> <p>233 いきいきと働ける就労環境づくり</p> <p>23301 ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>23302 男女がともに働きやすい職場づくり</p> <p>23303 勤労者福祉の推進</p>
<p>4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり</p> <p>～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～</p>	<p>4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり</p> <p>～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～</p>	<p>241 生涯学習の振興</p> <p>24101 学びあう場の充実</p> <p>24102 地域と連携した社会教育の推進(教育委員会)</p> <p>242 文化の振興</p> <p>24201 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実</p> <p>24202 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用(教育委員会)</p>

3 三重県版事業仕分け(公開仕分け)の結果報告について

公開仕分け判定結果一覧

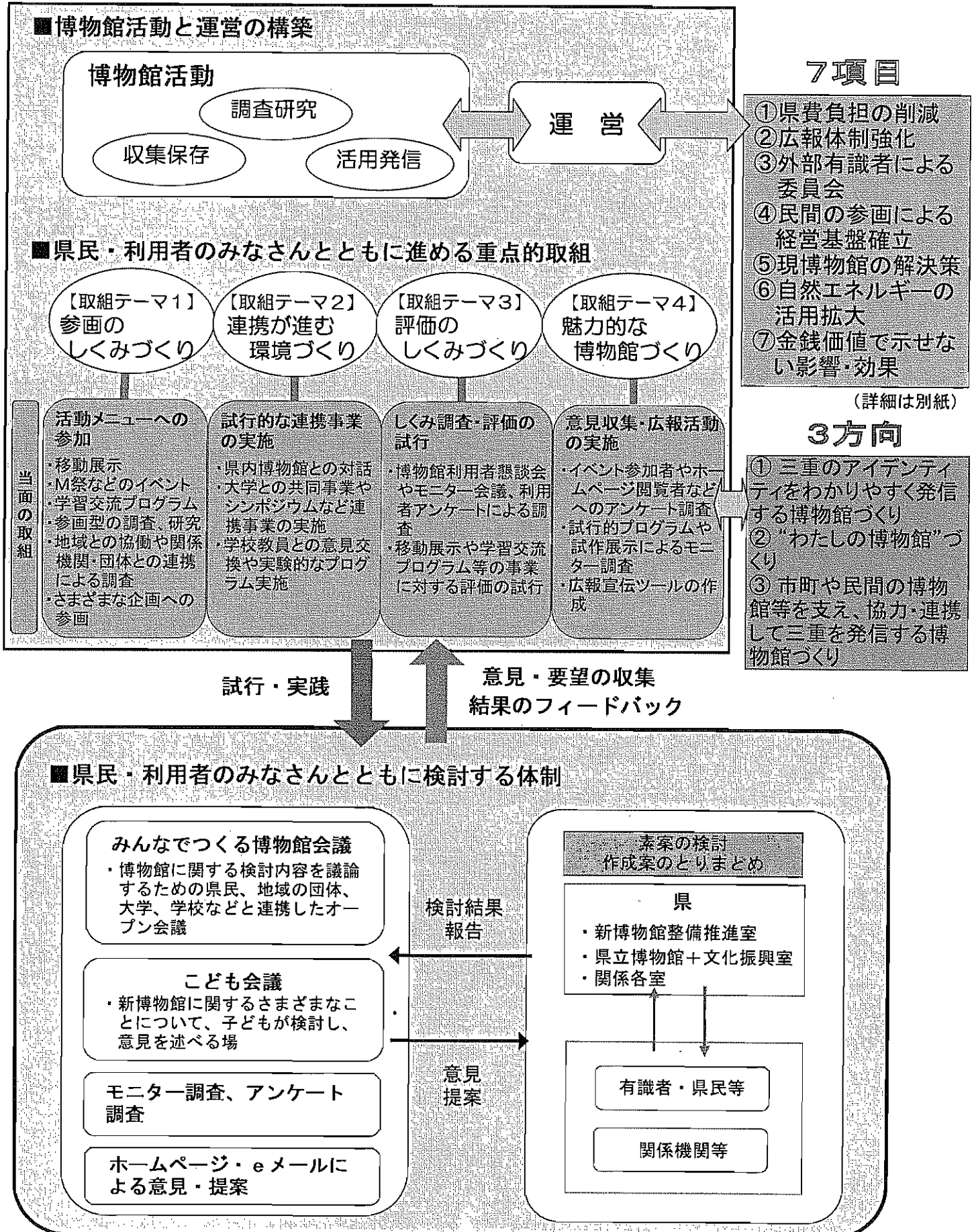
(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳						判定にかかる主なコメント	H23予算額	うち一般財源	
						不要	再検討	国・広域	市町	県要改善	県現行通り				県拡充
3-3	生活・文化部 勤労・雇用支援室	若者ワーキング サポート事業費	高校生の適職選択支援のためのインターンシップや企業見学、セミナーの実施、若年者早期離職防止のための専門家派遣や啓発冊子の作成等の対策を行う。	⑥事業効果について検証が必要なもの(有効性) ⑦類似する事業の廃止・統合について検討を要するもの(効率性) 〔 ・適職選択や早期離職防止にどの程度効果をあげているか検証が必要。 ・高校生のインターンシップについては教育委員会でも実施していることから、事業の整理統合も含め見直すべき。 〕	再検討		4			1			【再検討】 ・教育委員会の「キャリア教育」の事業の一環として行われるべき。 ・2つの部局(生活・文化部・教育委員会)が実施する必要はない。 ・生徒の視点から、事業主体は教育委員会をメインとすべき。 ・インターンシップ、人材育成、定着事業については、目的に見合う成果指標となっていない。 ・啓発冊子を県が直接作成する必要はない(民間の出版物等で十分ではないか。) 【要改善】 ・受入事業所を増やすことを目的としているにもかかわらず、目的を達成できていない。	11,829	11,829
3-4	生活・文化部 勤労・雇用支援室	ニートサポート事業費	NPO等と連携し若年無業者(ニート)の就労支援のためのネットワーク支援を行うとともに、本人、家族に対する情報提供、就労体験、自立訓練等を行う。	⑥事業効果について検証が必要なもの(有効性) ⑦類似する事業の廃止・統合について検討を要するもの(効率性)	再検討		5					【再検討】 ・当事業のほとんどは、サポートステーションで実施できる事業である。 ・サポートステーションと若者自立支援センターの統合を検討していくべき。その際、サポートステーションに業務のウエイトを置くべき。 ※うち、緊急雇用創出事業は「不要」と判定。	27,555	11,254	
3-5	生活・文化部 勤労・雇用支援室	若者自立総合支援事業費	三重県若者自立支援センターを拠点に、関係機関等と連携し相談業務、地域支援者の養成(ユースアドバイザー、ユースサポーター)、市町の取組支援等を行う。	これまでの取組を費用対効果の観点から検証し、より効率的かつ効果的な若年無業者対策となるよう、事業の整理統合も含め、見直すべき。	再検討		5					【再検討】 ・若者自立支援センターの事業内容は、サポートステーションで十分実施できる。 ・サポートステーションと若者自立支援センターの統合を検討していくべき。 ・統合検討の際には、地域のサポートステーションの拡充を図るべき。 ※うち、緊急雇用創出事業は「不要」と判定。	16,826	7,390	

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳					判定にかかる主なコメント	H23予算額	うち一般財源	
						不要	再検討	国・広域	市町	県要改善				県現行通り
3-6	生活・文化部 交通安全・消費生活室	交通安全研修センター管理運営費	全ての県民を対象として体系的に、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する三重県交通安全研修センターの管理運営に要する経費。	④県有施設としての必要性について検討を要するもの(必要性) <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育については、県において、本事業以外にも様々なソフト事業を実施している。 施設の利用状況は、年間約40,000人の利用者(一般利用者約35,000人、団体利用・指導者養成約5,000人)がある。そのうち団体利用・指導者養成については見ると、H22年度は29市町のうち、12市町で利用者がいないなど、県内全域で広く利用されているとは言い難い。 事業効果が不明確。 以上の点から施設のあり方を抜本的に見直すべき。 	再検討		3			1	1		41,968	41,968
3-7	生活・文化部 文化振興室	地域文化活動発信事業費	県の芸術文化、歴史文化の情報発信等のため、全国俳句募集を行うとともに、近隣府県と連携し情報発信等に取り組む。	②事業の終期設定について検討を要するもの(妥当性) <ul style="list-style-type: none"> 俳句の応募数が、減少傾向にあることなどから、これまでの効果を検証し、終期を設定すべき。 	再検討	2	3						4,010	0

4 新県立博物館の整備について

新県立博物館の整備については、「新県立博物館 事業実施方針(平成21年3月)」に基づき進めてきた取組に、今後は、知事が示した「3方向」を反映させて作り込んでいきます。あわせて、これらと連携させながら、「7項目」への取組を進めます。



新県立博物館整備にかかる7項目取組方針

項目	項目内容	取組の考え方	内容
① 県費負担の削減	総事業費を含めた支出の削減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること	・整備段階では、個々の支出について常に削減努力をするとともに、新県立博物館への理解をお願いして、個人や企業に協力を得る工夫を行う。 ・開館後の運営費については、収支計画案を作成し、支出の削減、外部資金の獲得による収入確保のための不断の努力を行い、その達成状況に応じて開館前に、最終的な収支計画を決定する。	① 年間運営費(維持管理費・事業費)の再試算と削減可能な項目の洗い出し ② 収入増のためのアイデアをもとにした収入方策及び収入試算 ③ 23年度に、①、②に基づく収支計画案を作成 ④ 企業、団体等リストアップ、広報活動の強化など収支計画案実現のための取組を進める ↓ ⑤ 上記の取組成果をもとに、平成25年度に収支計画を作成(収支計画に基づき、県費負担2割削減を実現できるよう取り組む。)
② 広報体制強化	入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること	・開館前と開館後を区別した上で、民間の広報手法などのアドバイスを得ながら、地域、対象に応じた広報戦略を立案する。 ・広報戦略の推進にあたっては、幅広い県民・利用者から「私の博物館」と感じてもらえることを基本に取組を進める。 ・特に、企業については、継続的に博物館の活動や運営に参画し、関わってもらうことを重視して広報を展開する。 ・開館後も継続的かつ幅広い参画を得て活動を展開するための広報体制を確立して取り組む。	① 23年度中に、開館に向けた広報及び開館以降の広報のあり方について、「広報戦略」を作成 ・認知度について地域差があること、また、「存在を知らない、関心がない方」から「興味はあるものの、どう関わっていいかわからない方」「博物館利用を究め、自らの活動に生かそうとしている方」に至るまで、様々な層が存在することから、これらを考慮した広報戦略を作成(時期、地域、対象などターゲットに合わせた戦略) ② 「広報戦略」に基づく活動の展開 ・ MIEマイミュージアム(MMM)プロジェクト(県民体験参画型広報事業)の実施 ・ 開館後の広報体制整備
③ 外部有識者による委員会 ※正式名称(仮称)新三重県立博物館経営向上懇話会	外部有識者による委員会(「経営向上委員会(仮称)」)を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること	・開館までの期間において、新県立博物館の効果的かつ効率的な経営の推進に向けて、新県立博物館の活動と運営に係る方針や体制の構築に関する総合的・俯瞰的な助言・提言をいただくための有識者による懇話会を設置する。 ・開館後の有識者による委員会のあり方についても検討する。	① (仮称)新三重県立博物館 経営向上懇話会(以下、「経営向上懇話会」)の設置 [位置づけ] 新県立博物館の開館に向けて、館の運営上の参考とするため、学識経験者等からの幅広い意見の聴取及び専門的な知識の導入等を目的として設置 [構成等] ・今年10月をめぐりに第1回委員会を開催、年2回程度開催 ・委員には、県内外の学識経験者、経済界・マスコミ・文化教育関係者等、10名以内で構成 ② 経営向上懇話会における検討内容等 新県立博物館の効果的かつ効率的な経営の推進に向けて、新県立博物館の活動と運営に係る方針や体制の構築に関する、総合的・俯瞰的な助言・提言 ・評価・改善システムの構築に関すること、企業等との連携方策、開館に向けた広報戦略など ③ 開館後の外部有識者による委員会のあり方について検討(25年度中)
④ 民間の参画による経営基盤確立	多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること	・「②広報体制強化」のための取組と運動させながら、民間の状況、ニーズ等を把握し、その結果を十分に踏まえて、企業等との多様な連携・参画のための取組を展開する。	① 今年度中をめぐりに、民間企業等の参画形態について掘り起こしを実施 ・企業への訪問調査等によるヒアリングなどを実施し、参画形態と候補企業等の条件をリストアップ ② 経営向上懇話会等における検討を踏まえ、新県立博物館の運営方針等へ反映 ③ 予算化や制度化が必要なものについて随時制度設計を行い、着手できるものから、順次事業(募集)を展開 ④ 定期的に取り組む状況や成果について確認 ・経営向上懇話会に状況を報告し、アドバイス等を受ける
⑤ 現博物館の解決策	現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと	・借楽公園内に立地する現博物館の扱いについて、地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討する。	・借楽公園内に立地する現博物館の扱いについて、地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討する。
⑥ 自然エネルギーの活用拡大	自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること	・建築工事の進捗、民間企業の動向、予算などを考慮しながら、できる限り自然エネルギーの活用を進める。	① 建築等の整備状況を踏まえ展開可能な自然エネルギーをリストアップ(太陽光エネルギー、風力エネルギー、地中熱利用など) ② 24年度中に新博物館への具体的な導入方策の検討と実施
⑦ 金銭価値で示せない影響・効果	金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること	・新県立博物館による社会への影響・効果の表し方について、関係する専門分野の視点から、理論的な構築を図る。 ・新博物館のめざす活動と運営の具体的な内容をもとに、その成果指標と評価・改善のしくみについて、県民・利用者の皆さんとともに検討を進める。	① 公共経済、マーケティング、文化論など関係する分野の学識経験者と金銭価値で示せない影響等に関する調査研究の実施 ② ①の調査研究内容として、地域社会への影響・効果を数値等で表すため、項目の洗い出しなどを行い、各項目についての検討、報告 ③ これまでのアンケートの再検討や、今後の県内意見聴取の機会などに、利用形態や評価にあたる調査項目を加えて分析 ④ ①～③の成果を生かしながら、県民・利用者、学識経験者とともに、評価と改善のしくみを検討し、その成果を「新県立博物館の活動と運営の方針(仮称)」の「第1章 活動と運営の基盤となるしくみ」に反映

7 項目取組工程表 (平成23～25年度)

	平成23年度							平成24年度	平成25年度		
	平成23年8月	9月	10月	11月	12月	平成24年1月	2月			3月	
新県立博物館整備の取組				24当初予算要求 ★	活動と運営Vol.3 (中間報告) 広報戦略(素案)	子ども会議	展示製作	みんなで作る 博物館会議2011	活動と運営Vol.3 (最終報告)	「事業実施方針」に基づく活動と運営の構築	展示施工
① 県費負担の削減	年間維持管理費試算	年間事業費試算	年間収支シミュレーション+対応策検討	収入検討データ収集	収入計画案検討	収支計画案	企業等への広報充実強化など収支計画実現のための取組 (~平成25年度)				開館後の収支計画作成
② 広報体制強化	広報戦略(素案)検討		県内広報体制づくり(関係機関訪問・PR) (~平成25年度)	広報戦略(素案)まとめ			広報戦略(案)まとめ			「広報戦略」に基づく活動の展開 (~開館)	
③ 外部有識者による委員会	役割と委員構成検討	設置	第1回 設置趣旨・今後の検討事項等			第2回 収支計画、広報戦略案等検討・今後の取組				第3回 第4回	第5回 第6回 開館後の委員会のあり方決定
④ 民間の参画による経営基盤確立	企業等との連携の進め方検討		企業等への広報、ヒアリング	ヒアリング等まとめ		企業等訪問活動・関係づくり (~平成25年度)				「活動と運営の方針」へ反映	館側の規則等しくみ整備
⑤ 現博物館の解決策			津市との協議(解決に向けた諸検討)							解決策のまとめ	解決策に応じた手続き
⑥ 自然エネルギーの活用拡大			自然エネルギーの活用の拡大可能性等の検討		実現のための状況把握(急ぐものは、実施に向け調整)				自然エネルギー活用に向けた考え方まとめ		考え方にに基づき、実施
⑦ 金銭価値で示せない影響・効果	金銭価値で示せない影響等研究会による検討		地域社会への影響・効果を数値等で表すため、項目の洗い出しなどを行い、各項目についての検討						報告	23年度の成果をもとに、継続して調査研究	報告
			評価のしくみ・指標検討(これまでのアンケートの再検討、県内意見聴取の機会などを活用した調査検討などとあわせて実施)							「活動と運営の方針」へ反映	館の規則整備等しくみ整備

移動展示、試行事業等を縮小、開館準備及び広報活動に重点化

新県立博物館整備にかかる事業費(120億円)の執行状況

平成23年10月
生活・文化部

(単位:千円)

事業名	当初計画 (A)	H23まで(見込) ※契約ベース	H24以降(見込)	計 (B)	当初計画 との差額 (A)-(B)
		事業費	事業費		
(用地購入費)	2,440,000	2,393,423	0	2,393,423	46,577
(建物) 設計	250,000	220,972	0	220,972	29,028
工事	7,100,000	5,299,113 (建築)	343,100 (外構) 741,000 (ラック)(※1)	6,383,213	716,787
工事監理費	110,000	92,654	0	92,654	17,346
(展示) 設計	100,000	96,579	0	96,579	3,421
工事	1,360,000	1,089,270	229,234 (※2)	1,318,504	41,496
(情報システム) 設計	20,000	0	220,000	220,000	0
工事	200,000	0			
(その他経費) 備品購入費	220,000	100	219,900	220,000	0
開業前事業費	200,000	69,631	130,369	200,000	0
合計	12,000,000	9,261,742	1,883,603	11,145,345	854,655

※1 備品購入として執行

※2 展示関係資料製作の一部を備品購入として執行

[今後、予算措置の必要があるもの]

(1)当初から予定していた項目

- ・引越費用
- ・開館時特別展
- ・開館前広告・宣伝イベント

(2)その他

- ・太陽光発電整備関係(追加分)
- ・新県立博物館建設地地層・化石調査(今後必要分)
- ・東日本大震災等により工期超過が生じた場合の工事費増嵩分・収蔵庫強制換気設備等

5 雇用対策事業の取組状況等について

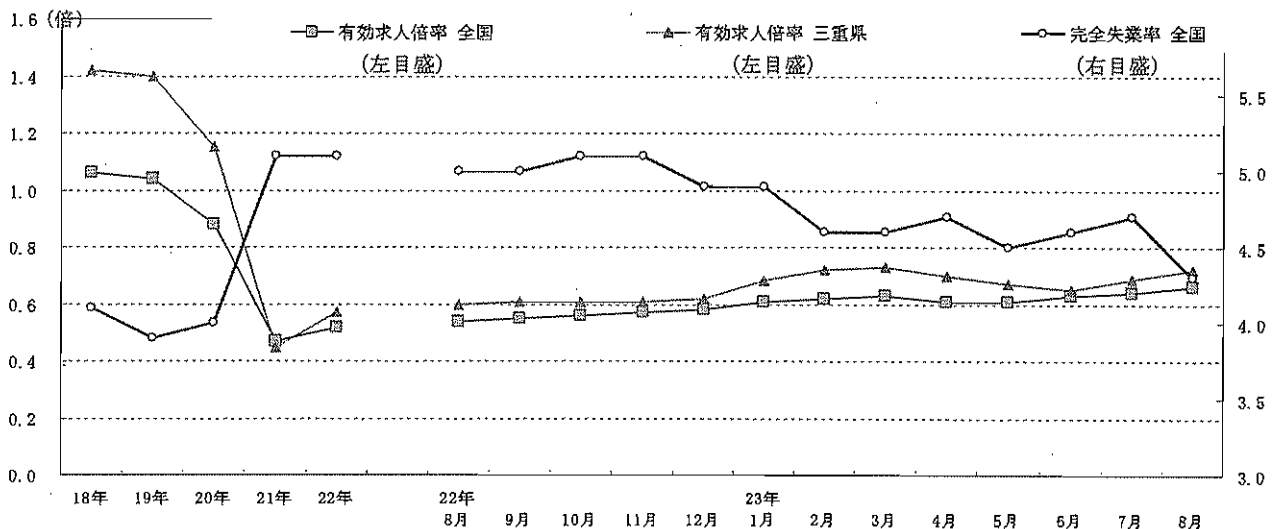
I 県内雇用情勢について

1 平成23年8月の有効求人倍率

三重労働局によると平成23年8月の有効求人倍率（季節調整値）は、0.72倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

県内の雇用失業情勢は、持ち直しの動きが広がりつつありますが、依然として厳しい状況にあります。

なお、新規求人数（原数値）は9,568人（前年同月比11.6%増）、有効求人数（原数値）は24,314人（前年同月比12.4%増）、新規求職申込件数（原数値）は7,851件（前年同月比0.3%増）、有効求職者数（原数値）は34,040人（前年同月比6.3%減）となっています。



(注) 有効求人倍率（季節調整値）は、平成23年1月分の公表時に、新季節指数により、平成22年以前の数値を改訂している。なお、季節調整値法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）を使用している。

<有効求人倍率・完全失業率、完全失業者数の推移>

		19年	20年	21年	22年	22年					23年							
						8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人倍率	全国	1.04	0.88	0.47	0.52	0.54	0.55	0.56	0.57	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64	0.66
	三重	1.40	1.15	0.45	0.57	0.60	0.61	0.61	0.61	0.62	0.68	0.72	0.73	0.70	0.67	0.65	0.69	0.72
完全失業率	全国	3.9	4.0	5.1	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7	4.3
	三重	2.5	2.9	4.3	4.1	4.1		3.6			3.8			3.7				
完全失業者数(万)	全国	257	265	336	334	337	340	334	318	299	310	302	304	309	293	293	292	276
	三重																	

(注) 1. 完全失業率の年平均と完全失業者数は原数値

2. 三重県の完全失業率（年平均及び3ヶ月平均）は労働力調査の結果を集計したモデル推計値

3. 平成23年3月分以降の全国の完全失業率、完全失業者数は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値であり、同様に平成23年1～3月期平均以降の三重県の完全失業率も、岩手県、宮城県及び福島県を除いた結果を用いて推計された数値である。

拠：三重労働局発表資料、総務省統計局「労働力調査」

※1 三重県の有効求人倍率は、2ヶ月連続で改善しました。

※2 全国の有効求人倍率は0.66で、対前月0.02ポイント増となり、3ヶ月連続で前月を上回りました。

※3 東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）の有効求人倍率は0.80で、対前月0.03ポイント増となり、3ヶ月連続で前月を上回りました（参考）。

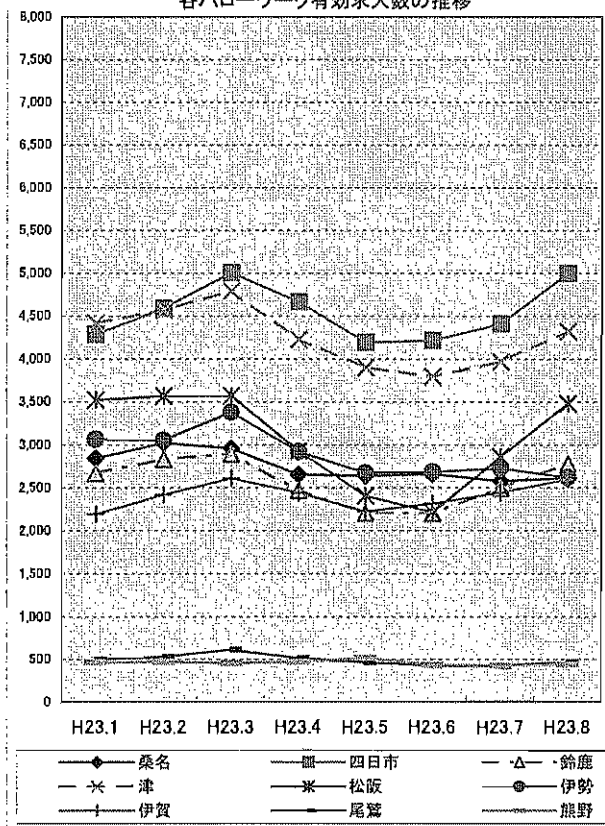
2 ハローワーク別の雇用情勢(原数値)

ハローワーク別の有効求人倍率を見ると、鈴鹿が0.58倍と引き続き低くなっているのに対し、津が0.83倍、松阪0.80倍と比較的高くなっています。なお、尾鷲を除く全ての地区で前年同月に比べ上昇しています。

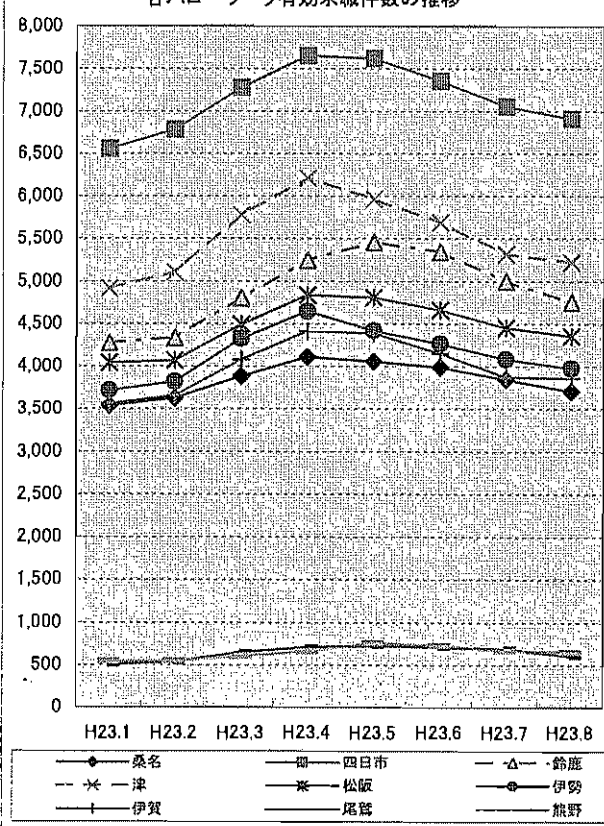
<ハローワーク別有効求人等(学卒除きパートを含む全数。原数値)>

		H22.8 (前年同月)	H23.1	H23.2	H23.3	H23.4	H23.5	H23.6	H23.7	H23.8
桑名	有効求人	2,339	2,842	3,020	2,956	2,653	2,638	2,661	2,579	2,612
	有効求職件数	3,866	3,540	3,626	3,884	4,110	4,056	3,988	3,845	3,704
	有効求人倍率	0.61	0.80	0.83	0.76	0.65	0.65	0.67	0.67	0.71
四日市	有効求人	3,778	4,286	4,592	5,008	4,667	4,192	4,215	4,411	5,002
	有効求職件数	7,472	6,556	6,783	7,278	7,651	7,621	7,353	7,054	6,908
	有効求人倍率	0.51	0.65	0.68	0.69	0.61	0.55	0.57	0.63	0.72
鈴鹿	有効求人	2,325	2,668	2,829	2,889	2,468	2,202	2,201	2,491	2,773
	有効求職件数	4,743	4,275	4,334	4,800	5,245	5,456	5,343	4,998	4,753
	有効求人倍率	0.49	0.62	0.65	0.60	0.47	0.40	0.41	0.50	0.58
津	有効求人	4,481	4,419	4,570	4,794	4,229	3,901	3,795	3,969	4,321
	有効求職件数	5,487	4,914	5,104	5,778	6,208	5,964	5,686	5,315	5,220
	有効求人倍率	0.82	0.90	0.90	0.83	0.68	0.65	0.67	0.75	0.83
松阪	有効求人	3,199	3,522	3,567	3,568	2,926	2,406	2,215	2,858	3,479
	有効求職件数	4,716	4,040	4,067	4,490	4,836	4,809	4,662	4,454	4,357
	有効求人倍率	0.68	0.87	0.88	0.79	0.61	0.50	0.48	0.64	0.80
伊勢	有効求人	2,840	3,064	3,052	3,379	2,919	2,672	2,684	2,726	2,619
	有効求職件数	4,345	3,715	3,817	4,325	4,646	4,420	4,264	4,082	3,979
	有効求人倍率	0.65	0.82	0.80	0.78	0.63	0.60	0.63	0.67	0.66
伊賀	有効求人	1,826	2,190	2,415	2,606	2,443	2,222	2,313	2,443	2,596
	有効求職件数	4,379	3,560	3,655	4,080	4,412	4,390	4,152	3,877	3,860
	有効求人倍率	0.42	0.62	0.66	0.64	0.55	0.51	0.56	0.63	0.67
尾鷲	有効求人	534	499	531	612	515	467	431	423	468
	有効求職件数	668	505	538	651	709	729	707	691	604
	有効求人倍率	0.80	0.99	0.99	0.94	0.73	0.64	0.61	0.61	0.77
熊野	有効求人	312	466	475	453	473	517	437	430	444
	有効求職件数	666	544	548	605	663	759	731	669	655
	有効求人倍率	0.47	0.86	0.87	0.75	0.71	0.68	0.60	0.64	0.68
全県	有効求人	21,634	23,956	25,051	26,265	23,293	21,217	20,952	22,330	24,314
	有効求職件数	36,342	31,649	32,472	35,891	38,480	38,204	36,886	34,985	34,040
	有効求人倍率	0.60	0.76	0.77	0.73	0.61	0.56	0.57	0.64	0.71

各ハローワーク有効求人数の推移



各ハローワーク有効求職件数の推移



II 雇用対策事業の取組

1 雇用創出基金事業の取組状況等について

(1) 進捗状況

① ふるさと雇用再生特別基金事業（基金総額43.8億円）

（目的）

県及び市町の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、求職者等を雇用して事業を行い、基金事業終了後も当該事業での雇用の継続や、地域における継続的な雇用の創出を図るものです。

（取組状況）

平成21年度から22年度における22.4億円の事業により819名の雇用を創出しました。また、事業を実施するために新規に雇用した労働者を正規雇用した場合における事業主一時金（1名当たり30万円）として、25名分750万円を支給しました。

平成23年度においては、8月末時点で499名の雇用を創出しています。

② 緊急雇用創出事業（基金総額169.4億円）

（目的）

離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者等に対して、緊急的に創出した雇用の受け皿を提供することによって失業状態を回避し、当面の生活を守ることを目的としたものです。

（事業の拡充等）

このような臨時的・一時的な「つなぎ雇用」に加え、平成21年度に「重点分野雇用創造事業」が創設され、介護、医療、農林水産などの成長が期待される重点分野での雇用機会を提供する「重点分野雇用創出事業」と、重点分野において地域のニーズに応じた人材育成を行い、雇用期間中の研修で得られたスキルや就労経験を活かして次の就労につなげていこうとする「地域人材育成事業」が追加されました。

また、平成23年度には東日本大震災の被災者支援として、重点分野に震災対応分野の追加と事業要件の緩和が行われるとともに、東日本大震災の影響を勘案して、重点分野雇用創造事業と震災対応事業の事業期間が平成24年度末まで延長されています。

（取組状況）

平成21年度から22年度における88.2億円の事業により9,345名の雇用を創出しました。

平成23年度においては、8月末時点で2,828名の雇用を創出しています。

(2) 今後の取組

特に厳しい雇用環境にある若年者や障がい者、東日本大震災の被災者等の支援につながるよう、国の第三次補正予算の動きを注視しながら、今後も引き続き関係機関と連携し、県と市町が一体となって雇用創出に取り組んでいきます。

<雇用創出基金事業の取組状況等>

(1) 雇用創出人数

(単位：人)

事業名	実施主体	21年度 実績人数	22年度 実績人数	計 A	23年度 計画人数 B	左のうち 23年8月末 雇用人数	24年度 計画人数 C	計画人数 合計 A+B+C
ふるさと 雇用再生 特別基金 事業	県	174	273 2	447	253	272 1		700
	市町等	137	235 17	372	215	227 10		587
	計	311	508 19	819	468	499 11		1,287
緊急雇用 創出事業	県	2,353	3,306 192	5,659	2,388	1,645 117	49	8,096
	市町等	1,336	2,350 48	3,686	1,948	1,183 50		5,634
	計	3,689	5,656 240	9,345	4,336	2,828 167	49	13,730
合計	県	2,527	3,579 194	6,106	2,641	1,917 118	49	8,796
	市町等	1,473	2,585 65	4,058	2,163	1,410 60		6,221
	計	4,000	6,164 259	10,164	4,804	3,327 178	49	15,017

※1 平成22年度の下段は、新卒未就職者の雇用人数で上段人数の内数です。

※2 平成23年度は、県当初予算及び6月補正予算、市町事業計画による新規雇用計画人数です。

※3 平成24年度は、平成23年度の介護雇用プログラムによる介護福祉士資格取得コース（2年間）の雇用人数です。

(2) 事業計画額

(単位：千円、%)

事業名	実施主体 事業区分	基金造成額 A	21年度	22年度	23年度	24年度	合計	事業化率 B/A
			実績額	実績額	計画額	計画額	B	基金残額 A-B
ふるさと 雇用再生 特別基金 事業	県	4,380,000	448,172	921,592	1,156,368		2,526,132	99.3%
	市町等		229,371	638,255	901,242		1,768,868	
	一時金支給事業			1,800	48,000		49,800	
	事務費		1,929	1,945	2,752		6,626	
	計		679,472	1,563,592	2,108,362		4,351,426	
緊急雇用 創出事業	県	16,940,000	1,973,832	3,688,172	4,978,822	162,762	10,803,588	98.9%
	市町等		950,593	2,204,424	2,618,000		5,773,017	
	求職者総合支援 センター事業		61,826	55,451	57,625		174,902	
	事務費		168	60	269		497	
	計		2,986,419	5,948,107	7,654,716	162,762	16,752,004	
合計		21,320,000	3,665,891	7,511,699	9,763,078	162,762	21,103,430	216,570

※1 平成23年度は、県当初予算及び6月補正予算、市町等事業計画額です。

※2 平成24年度は、平成23年度から実施する介護雇用プログラムによる介護福祉士資格取得コースの2年目分です。

2 若者就労支援の取組状況等について

(1) 就職面接会の開催

就職環境が厳しい状況にあることから、高校・大学等新卒者及び未就職者、U・Iターン希望者を対象として、「ふるさと就職セミナー」を4回、「合同企業説明会」を3回開催する予定です。

(実績)

・ふるさと就職セミナー

第1回(7月6日) 津市(メッセウイングみえ)

参加企業数 118社、来場者数 601名

第2回(8月8日) 四日市市(四日市市文化会館)

参加企業数 100社、来場者数 455名

(予定)

・ふるさと就職セミナー

第3回(11月1日) 津市(三重県総合文化センター)

第4回(11月17日) 四日市市(四日市市文化会館)

・合同企業説明会

第1回(1月25日) 松阪市(松阪商工会議所)

第2回(2月15日) 津市(アストホール)

第3回(2月29日) 四日市市(四日市市文化会館)

(2) 未就職卒業者等に対する就職対策

① 新卒未就職者地域人材育成事業

高校・大学等の卒業者の就職内定率が厳しい状況にあることから、就職先未決定のまま卒業した若者に対して、早期就職を図る人材育成事業を実施しました。

◇ 事業期間 4月7日から9月16日までの約5ヶ月間

◇ 参加人数 100名

対象は、平成23年3月に県内の高等学校または大学等を卒業した者と平成20年3月以降の既卒者

◇ 事業内容 県内の民間就職支援機関で雇用したうえで、下記研修を実施

① ビジネスマナーなど職業人としての基礎的能力を高める研修

② 職域分野別の人材養成研修

③ 企業における実地研修

(実績)

・9月16日現在での修了者 87名

(修了しなかった者の内訳 就職決定(10名)、自己都合(3名))

②産業人材育成事業

安定した就労を志向しているものの、厳しい雇用情勢のなかで、就職が困難であるフリーター等の若者に対して、早期就職を図る人材育成事業を実施します。

◇ 事業期間 9月29日から2月10日までの約4ヶ月間

◇ 参加人数 75名

対象は、概ね34歳までのフリーター等若年未就職者

◇ 事業内容 県内の民間就職支援機関で雇用したうえで、下記研修を実施

① ビジネスマナーなどの基礎研修やパソコンなどのスキルアップ研修

② 企業における実地研修

(3) 新卒者就職応援本部の取組（事務局：三重労働局）

国、県、学校、労働団体、経済団体で構成する「新卒者就職応援本部」の第1回会議が6月21日に開催されました。

平成23年3月新規学校卒業者の就職状況や平成23年度における新規学校卒業予定者に対する就職支援の報告などが行われ、関係機関において情報共有を行いました。

また、会議の中で、関係機関が緊密に連携し、昨年度以上の就職内定率をめざすとした「新卒支援宣言」をとりまとめました。

(4) 新規高等学校等卒業予定者の就職・採用に関する要請

来春の新規高等学校等卒業予定者の就職については、引き続き厳しい状況が予想されるため、新規高等学校及び特別支援学校卒業予定者が希望する業種、職種へ就職できるよう、三重県教育委員会をはじめ関係機関と連携し、8月22日から9月9日にかけて各経済団体に対して、就職・採用に関する要請を行いました。

3 障がい者の雇用対策の取組状況等について

(1) 事業者向けの取組

① 障がい者雇用アドバイザーの配置

障がい者雇用アドバイザー2名を配置し、企業訪問を通じて、求人情報の収集、各種支援制度の啓発等を行っています。

訪問事業所数：126社

訪問事業所での求人届出件数：10件（平成23年8月末現在）

② 障がい者雇用優良事業所等知事表彰

率先して障がい者雇用に努めた事業所に対し知事表彰を行いました。

平成23年度表彰事業所：北勢運送株式会社（桑名市多度町）（雇用率 3.59%）

(2) 障がい者の人材育成

① 農業分野における障がい者地域人材育成事業

野菜等の栽培を通じて、就業に関するノウハウや知識の習得をめざす障がい者の人材育成を行っています。

委託団体数：1事業所

雇用者数：2名（平成23年8月末現在）

② 就業のための身体障がい者地域人材育成事業

ビジネスマナーやコミュニケーション能力向上など就業に関する知識等の修得及び企業等でのインターンシップを組み合わせた人材育成を行います。

(3) 職業能力開発

① 公共職業訓練

身体障がい者を対象にOA機器操作及び会計事務を中心とした訓練を実施しています。

実施時期：平成23年4月～平成24年3月

10名の障がい者が訓練中

② 障がい者委託訓練

製造業やサービス業の事業所において、清掃や農作業、調理補助等の実践的な職業能力を障がい者が身につけるための訓練を実施しています。

受講者数：31名

うち就職者数：14名（平成23年8月末現在）

③ 障がい者チャレンジトレーニング事業

短期間の職場実習を通して障がい者が自らの適性を把握すること等により、障がい者委託訓練や就職につなげます。

受講者数：13名

うち就職や委託訓練等に移行した者：8名（平成23年8月末現在）

(4) 雇用事業・その他

① 障がい者雇用モデル構築緊急雇用創出事業

企業やNPOにおいて障がい者を雇用し、障がい者を雇用する際の課題等の事例を収集し、雇用モデル構築のノウハウを取得します。

雇用モデル採択事業所：7事業所（平成23年8月末現在）

② 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生事業

みかん農家、野菜の水耕栽培、植木栽培等の農業分野で新規の障がい者の雇用を支援し、障がい者の雇用の場の拡大をめざします。

委託団体数：4事業所

雇用者数：18名（平成23年8月末現在）

③ 障がい者就職面接会（三重労働局、ハローワークと共催）

就職を希望する障がい者の就職面接会を県内7ヶ所で開催する予定です。

11月7日	鈴鹿市（鈴鹿市役所）
11月11日	桑名市（桑名市民会館）
11月15日	四日市市（四日市市文化会館）
11月18日	伊賀市（県伊賀庁舎）
11月24日	津市（県庁講堂）
11月28日	伊勢市（伊勢市生涯学習センターいせトピア）
12月13日	松阪市（華王殿）

6 NPO等の活動環境の整備について

1 概要

NPOやボランティアは、阪神・淡路大震災以降その存在を広く認知され、東日本大震災後の復興支援においても重要な役割を担っています。

また、NPOと行政、企業等のさまざまな主体が互いの強みを生かし、協働で社会づくりを進めていくことが求められています。

しかし、NPOの活動を支える社会の仕組みが整備されておらず、活動基盤の脆弱さが課題となっています。

このため、NPO等の活動環境を整備する「新しい公共支援事業」を進めるとともに、ボランティア支援やNPO活動を促進するための基金等について検討を進めています。

2 新しい公共支援事業の実施

国の「新しい公共支援事業交付金」を活用して、県に基金を造成（1億5千3百万円）し、平成23年度から2年間、NPO等が自立的に活動することを後押しするための取組を行っています。

① NPO法人活動実態調査（平成23年度）

三重県内のNPO法人の活動実態や課題等を調査・分析する。

② 新しい公共推進指針（仮称）策定（平成23年度、24年度）

NPO等がその力を十分に発揮し、行政や企業等と連携・協働した取組を効果的に推進していくため、長期的にめざす姿を共有する指針を策定する。

③ 新しい公共を支える資源循環の基盤づくり（平成23年度、24年度）

県民や企業等のNPO等の活動に対する認知度を高め、NPO等に対して、人材、資金、情報などの資源が活発に循環するための基盤を整備する。

④ NPO等からの協働事業提案（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）

（平成23年度、24年度）

NPO等と県、市町、企業などのさまざまな主体が、連携・協働しながら地域づくりに取り組む仕組みを発展させる。

（平成23年度採択事業）

- ・災害にも強い多文化共生地域づくり事業
- ・日本一のバリアフリー観光県づくり事業
- ・多国籍児童生徒の放課後学習支援事業
- ・「意思決定の場への女性の参画」促進応援事業
- ・島ヶ原地区の林業資源を活かした木工体験ツアーの推進事業

3 三重県災害ボランティア支援・NPO活動促進基金（仮称）の検討

東海・東南海・南海地震による災害や台風・集中豪雨等による風水害の発生が懸念され、災害ボランティア活動を迅速に支援する環境を整備する必要があります。

また、さまざまな分野のNPOが自立的に活動をしつつ、他の主体と連携・協働するための支援ができる資金面の仕組みを整備する必要があります。

このため、基金の設置とその基金の運営主体、財源、運用方法を検討しており、11月中旬をめどに検討内容を取りまとめたいと考えています。

4 個人住民税の寄付金税額控除の対象となるNPO法人の条例指定

平成23年中に指定する方針で制度を検討してきましたが、県と市町のスケジュールを合わせる事が困難な状況になりました。

平成24年4月から仮認定制度がスタートすることを踏まえ、引き続き、市町と協議を行い、改めて制度のあり方について検討していきます。

【参考】

みえ発！ポラパック 参加者数						
	行程	期間	参加者数 (人)	内訳(人)		備考
				男性	女性	
第1便	4月28日(木)～ 5月 4日(水・祝)	7日間	20	14	6	
第2便	5月 2日(月)～ 5月 8日(日)	7日間	23	13	10	
第3便	5月 6日(金)～ 5月15日(日)	10日間	32	28	4	
第4便	5月13日(金)～ 5月22日(日)	10日間	37	25	12	
第5便	5月20日(金)～ 5月29日(日)	10日間	30	23	7	
第6便	5月27日(金)～ 6月 4日(土)	9日間	19	12	7	
第7便	6月 4日(土)～ 6月11日(土)	8日間	20	17	3	
第8便	6月11日(土)～ 6月18日(土)	8日間	21	12	9	
第9便	6月18日(土)～ 6月25日(土)	8日間	23	15	8	
第10便	6月25日(土)～ 7月 2日(土)	8日間	21	12	9	
第11便	6月30日(木)～ 7月 6日(水)	7日間	20	18	2	
第12便	7月 4日(月)～ 7月10日(日)	7日間	20	14	6	
第13便	7月 8日(金)～ 7月14日(木)	7日間	10	8	2	
第14便	7月12日(火)～ 7月18日(月・祝)	7日間	16	9	7	
第15便	7月16日(土)～ 7月21日(木)	6日間	14	9	5	
第16便	7月21日(木)～ 7月26日(火)	6日間	13	8	5	
第17便	7月24日(日)～ 7月30日(土)	7日間	20	15	5	
第18便	7月28日(木)～ 8月 3日(水)	7日間	13	7	6	
第19便	8月 1日(月)～ 8月 7日(日)	7日間	22	15	7	
第20便	8月 5日(金)～ 8月11日(木)	7日間	16	14	2	
第21便	8月17日(水)～ 8月23日(火)	7日間	20	16	4	
第22便	8月21日(日)～ 8月27日(土)	7日間	14	12	2	
第23便	8月25日(木)～ 8月31日(水)	7日間	21	14	7	
第24便	8月29日(月)～ 9月 4日(日)	7日間	16	7	9	
第25便	9月 2日(金)～ 9月 8日(木)	7日間	19	10	9	
第26便	9月 6日(火)～ 9月12日(月)	7日間	17	11	6	
第27便	9月10日(土)～ 9月17日(土)	8日間	10	10	0	
第28便	9月17日(土)～ 9月24日(土)	8日間	16	9	7	
第29便	9月24日(土)～10月 1日(土)	8日間	16	7	9	
第30便	10月 1日(土)～10月 8日(土)	8日間	15	12	3	
第31便	10月 8日(土)～10月15日(土)	8日間				
第32便	10月15日(土)～10月22日(土)	8日間				
第33便	10月22日(土)～10月29日(土)	8日間				
計(人)			574	396	178	

東紀州行き！ボラパック 参加者数							
	行程	参加者数(人)	内訳①(人)		内訳②(人)		備考
			熊野市	紀宝町	男性	女性	
第1便	9月14日(水)	41	21	20	27	14	
第2便	9月15日(木)	66	40	26	49	17	
第3便	9月16日(金)	77	39	38	57	20	
第4便	9月20日(火)	中止(25)	中止	中止	中止	中止	台風15号の接近により運行中止
第5便	9月21日(水)	中止(31)	中止	中止	中止	中止	台風15号の接近により運行中止
第6便	9月22日(木)	24	-	24	15	9	
第7便	9月23日(金・祝)	36	-	36	27	9	
第8便	9月24日(土)	53	30	23	36	17	
第9便	9月25日(日)	31	-	31	23	8	
第10便	9月26日(月)	12	12	-	6	6	
第11便	9月27日(火)	11	-	11	9	2	
第12便	9月28日(水)	20	-	20	13	7	
第13便	9月29日(木)	40	40	-	21	19	
第14便	9月30日(金)	37	-	37	24	13	
第15便	10月 1日(土)	16	16	-	10	6	
第16便	10月 2日(日)	32	-	32	16	16	
計(人)		496	198	298	333	163	

※ 全便とも日帰りの行程

7-(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成22年度分)

施設所管部名 生活・文化部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター (津市一身田上津部田1234番地)
指定管理者の名称等	財団法人三重県文化振興事業団 理事長 飯田俊司 (津市一身田上津部田1234番地)
指定の期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス ②文化会館が提供する各種サービス(音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等) ③生涯学習センターが提供する各種サービス(生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等) ④男女共同参画センターが提供する各種サービス(男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等) ⑤センターPR事業及び文化会館友の会事業等

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は一を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H21	H22	H21	H22	
1 管理業務の実施状況	A	A			東紀州地域からのバスツアーや津駅からの臨時バス増発など利用者の利便性の向上に努めるとともに、情報誌「Mニュース」のリニューアルやツイッターの開始により新顧客層へのPRも積極的に行っている。また、市町や関係機関と連携した事業やアウトリーチ事業など、三重県の文化振興の中核施設としての役割を十分認識した事業展開、施設運営を行っている。
2 施設の利用状況	A	A			利用者の声を踏まえ、ワンストップサービスに新たなメニューを追加し利便性の向上を図るとともに、抽選会案内やお礼状の送付など、きめ細かなサービスでリピーターの確保に努めており、施設利用率は、過去最高を記録した平成21年度に引き続き高い水準を達成した。
3 成果目標及びその実績	A	A			各所属長の高い意識・士気のもと事業が行われており、利用者満足度の指標はすべての部門で目標を達成している。また、評価指標についても、14項目中12項目で目標を達成しており、未達成項目についても内部で要因分析を行ったうえで改善につなげようとする積極的に対応した。

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>・利用者にとっての使いやすさを経営に反映させた結果、施設利用率は、過去最高値となった平成21年度と同程度の高い水準で推移した。また、ISO9001品質管理システムを導入しており、毎月の利用者や公演・講座参加者へのアンケート等により、利用者ニーズをきめ細やかに把握し、サービス改善につなげる姿勢が見られる。</p> <p>・各事業部門においては、県民が望む公演や講座を実施する一方、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として望まれる普及・育成型事業、三重県らしさを重視した事業などを幅広く実施し、文化会館事業参加者満足度、生涯学習センター主催事業参加者数、男女共同参画センター主催事業参加者数などで目標を達成した。</p> <p>・各部門で積極的にボランティアを活用しており、生涯学習講座で学んだことを実践する場を提供するなど成果活用支援も行っている。</p> <p>・施設利用者への付帯サービスの拡充、直営化したアートミュージアムショップの品揃えの充実などによる自主財源の確保や経費節減に取り組み、収支は2,700万円ほどの黒字を達成した。</p> <p>以上のことから、三重県総合文化センターの指定管理者として適切な実績を残していると評価できる。今後の課題として、ますます多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけるとともに、文化と知的探求の拠点として、県内各施設とのさらなる連携を進められることを期待する。</p> <p>また、隣接地に新県立博物館が建設されるにあたり、建設工事等に関する諸調整及び利用者の利便性・安全性確保に努めるよう指定管理者へ要請していきたい。</p>
--------	---

指定管理者事業報告書(平成22年度分)

指定管理者の名称:財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県総合文化センター管理運営事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務をはじめ、施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習事業、男女共同参画事業を実施した。来館者アンケート満足度は、過去最高値(88.2%)とほぼ同じ88.0%となった。
- ・広報活動では情報誌「Mニュース」をリニューアルするとともに、ツイッターを導入した。新たな総合文化センターPR事業として映画祭や、来館者サービス向上につながる東紀州地域からのバスツアー8本を実施し、県民の平等利用の確保を図り、新規顧客獲得に繋げた。
- ・施設貸出サービスでは、ワンストップサービスをリニューアルし、新たなメニューを加えた「おまかせサービス」として、利便性の向上に努めた。利用者満足度は81.7%、施設利用率は78.0%という高い水準を維持できた。
- ・文化会館事業では、過去最高となる57プログラムを実施し、例年以上に積極的な事業展開を図った。三重オリジナル展示企画「みえの絵本作家たち展」の実施、制作演劇「トリプル3」の始動、若手劇団を紹介する「Mゲキセレクション」の立ち上げ、ワンコインコンサートの開催拡大など新規事業で成功を収めた。公演満足度は過去最高の95.0%を記録し、主催公演の年間平均入場率は、過去2番目の好成績となる89.8%であった。
- ・生涯学習事業では、学習ニーズに対応した学習講座や研修会を延べ136講座、企画・運営して、多くの方に学びの情報や学習と交流の機会を提供した。「みえアカデミックセミナー2010」では、過去最高の受講者数を記録した。県内の小学生へホンモノ(文化・芸術)との出会いを届けるアウトリーチ事業を精力的に展開した。コーディネイトに携わる職員のスキルアップや体験プログラム進行の支援を目的とした文化ボランティアの組織化など、持続可能な仕組みづくりを進めた。
- ・男女共同参画事業では、拠点施設としての機能を発揮し、中間支援の充実を図るとともに、多様な主体との連携・協働を強化し、課題に応じた連携先の拡大に取り組んだ。その結果、年間事業参加者が過去最高の16,322人を記録した。また、連携映画祭や研修事業等により東紀州地域との連携や町との連携も拡大し、市町・企業等28機関の新規連携先を拡大した。また、三重県男女共同参画推進条例の制定10周年イベントと同時開催で、男女共同参画フォーラムを実施した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・開館16年を迎え、設備老朽化が進み、年間修繕費は約20,963千円と積極的な修繕を実施した。
- ・利用者アンケートや職員提案をもとに、次のとおりきめ細かな修繕を実施した。
トイレに人感センサーの設置、ギャラリー前に大型掲示板の取付け、研修室いす座面クッション取付け
図書館前案内表示ディスプレイ改修、フレンテ棟西側砂利道舗装

③県施策への配慮に関する業務

- ・バリアフリー化、雇用機会均等、人権の配慮等6項目の人権尊重基本方針を策定しており、利用しやすく快適な施設づくり、大ホール車いす席の優先発売等を実施した。また、職員の人権研修を実施した。
- ・男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性や能力が発揮できる社会を目指した男女共同参画推進基本方針を策定しており、理事・評議員・職員の女性登用(理事35%・評議員45%・女性職員の比率6割弱)、職員研修等を実施した。
- ・子育てに夢や希望が持て、働きやすい職場づくりを目指した次世代育成支援対策基本方針を策定している。主催事業においては託児サービス(77事業:子ども280人)等を実施した。
- ・駐車場減少対策とともに、公共交通機関の利用を促進するために、津駅から総合文化センターへの臨時バスを増発した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・県に準じた情報公開実施要項を平成12年度に制定している。なお、平成22年度の開示請求は2件(相談記録)であった。
- ・管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

⑤その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

前年度対比ではマイナスであるが、きめ細かなサービスの実施により依然として高い水準を維持している

	平成21年度実績	平成22年度実績	対前年度比
全館利用率	79.7%	78.0%	-1.7ポイント
全館利用者数	781,159人	710,649人	-70,510人
文化会館利用率	78.1%	76.9%	-1.2ポイント
文化会館利用者数	587,100人	530,780人	-56,320人
生涯学習センター利用率	86.4%	85.0%	-1.4ポイント
生涯学習センター利用者数	66,508人	61,440人	-5,068人
男女共同参画センター利用率	78.0%	75.4%	-2.6ポイント
男女共同参画センター利用者数	127,551人	118,429人	-9,122人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

利便性・質・価格において利用者ニーズとマッチし対前年度でプラスであった。

	平成21年度実績	平成22年度実績	対前年度比
文化会館収入額	107,852,842	112,095,134	+4,242,292
生涯学習センター収入額	14,257,069	13,995,128	-261,941
男女共同参画センター収入額	23,407,429	22,634,598	-772,831
サービス料収入額	3,240,990	3,747,180	+506,190
全施設収入額合計	148,758,330	152,472,040	+3,713,710

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	762,343,134	事業費	239,498,130
利用料金収入	152,472,040	管理費	838,248,913
その他の収入	190,051,211	その他の支出	0
合計 (a)	1,104,866,385	合計 (b)	1,077,747,043
収支差額 (a)-(b)	27,119,342		

※参考

利用料金減免額	
---------	--

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
(総務部)					
県立図書館を除く年間来場者数	660,000人	710,649人	来館者アンケート満足度(8項目平均・4段階で3以上)	86.0%	88.0%
センターHPアクセス数(年間)	180,000件	178,415件			
(施設利用サービスセンター)					
施設利用率	75.0%	78.0%	利用満足度(4段階評価で4以上)	81.0%	81.7%
(文化会館)					
事業参加者満足度(5段階評価で4以上)	94.0%	95.0%	公演事業入場率	85.0%	89.8%
文化事業全体収支比率	65.0%	71.5%			
(生涯学習センター)					
生涯学習情報提供システムへのアクセス数(年間)	190,000件	241,516件	主催事業参加者数	9,300人	14,693人
受講者満足度	76.0%	76.0%			
(男女共同参画センター)					
主催事業参加者数	11,500人	16,322人	男女共同参画フォーラム男性参加率	40.0%	25.0%
事業参加者満足度(4段階評価で4以上)	76.0%	80.0%			
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 安定した経営であるが、新規顧客層の獲得に努めなければならない。 公益財団法人移行を視野に公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めなければならない。 				

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	A	3期目の指定管理者の初年度にあたり、管理運営の基本方針に基づき事業を展開し、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民とともに歩む施設づくりに努めた。
2 施設の利用状況	A	従来からのきめ細かなサービスに加え、新たなサービスを実施し、施設利用率は過去最高値(79.7%)とほぼ同じ78.0%という高い水準を維持した。
3 成果目標及びその実績	A	年間来館者数目標比+約5万人、来館者アンケート満足度+2%、施設利用率+3%、利用満足度+0.7%、文化会館事業参加者満足度+1%、公演事業入場率+4.8%、生涯学習受講者満足度目標値同数、男女共同参画センター事業参加者満足度+4%と概ね目標値を上回り、高い水準を維持し続け優れた実績をあげている。

※評価の項目「1」の評価 :

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>・3期目の指定管理者の初年度にあたり、管理運営の基本方針に基づき事業を展開し、目標達成に向けて着実に実績を積み上げ、更なるサービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民とともに歩む施設づくりに努めた。東紀州バスツアーの実施、ツイッターの導入により新規顧客層の獲得に努めた。</p> <p>・来館者アンケート満足度は、過去最高値(88.2%)とほぼ同じ88.0%となった。</p> <p>・ISO9001品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケート分析や職員提案により、利用者サービス向上に努めた。また、公演や講座等の参加者や貸出施設の利用者からも同マネジメントシステムによるアンケート分析を実施し、事業運営や企画に利用者の声を反映させるよう努力した。</p> <p>・文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センターの3事業部門においては、従来からの事業の質・量を維持しつつ、拠点機能を活かした出前連携事業や、総合文化センター全体事業やレクチャー講座などの総合性を発揮した部門連携事業を積極的に展開した。</p> <p>・危機管理体制においても、消防訓練をはじめとする危機管理マニュアルの実動訓練を実施する等、万全の体制整備に努めている。</p> <p>・今後の継続的な課題として、事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成があげられる。</p> <p>・今後の課題・検討事項として、新博物館建設工事にともなう駐車場の減少およびその対応が必要である。</p>
--------	---

7-(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成22年度分)

施設所管部名: 生活・文化部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター (津市垂水2566番地)
指定管理者の名称等	財団法人三重県交通安全協会 会長 余野部克治 (津市栄町1丁目954番地)
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①三重県交通安全研修センターの運営業務(交通安全教育・研修、地域活動、情報提供・広報、調査研究等) ②三重県交通安全研修センターの維持管理業務 ③三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務(危機管理、業務計画の確定、事業報告書の提出、他機関との連絡調整等) ④三重県交通安全研修センターの組織に関する事項(人員配置、人材育成等)

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は-を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H21	H22	H21	H22	
1 管理業務の実施状況	B	B			交通安全学習フェスタ、夜間研修、高齢者の交通事故発生状況を踏まえた研修など、創意工夫を凝らした事業を展開するとともに、パブリシティ及びマスメディアを活用した集客・PRを行い、交通安全教育に関する機会の提供に努めている。また、施設や設備の維持管理については、毎日の始業前点検、打合せの励行により、施設の快適な利用と効率的な運営の保持に努めるとともに、経費の節減を意識して事業を実施する等コスト削減にも努めている。
2 施設の利用状況	B	B			個人利用については、日曜日等は家族連れ等の利用が多いが、平日の利用は少ない。団体利用については、子ども向け、ドライバー向け(一般、高齢者)など、それぞれ特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しており、幼児から高齢者までの幅広い層に利用されている。なお、遠隔地である等の理由から来所が容易ではない団体には、依頼に応じて出前研修を実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である「センター利用者数(出前研修を除く)」、地域や学校、職域など日常生活に身近なところで交通安全教育を実施する指導者を養成し、県内全域の交通安全教育のレベルアップを図るために実施している「指導者養成・資質向上講座受講者数」、来訪者へのアンケートによる「利用者満足度」のすべてにおいて、成果目標を達成した。

※「評価の項目」の県の評価 :

総合的な評価	<p>・成果目標である「センター利用者数(出前研修を除く)」、「指導者養成・資質向上講座受講者数」、「利用者満足度」のすべての項目において目標を達成し、指定管理者が独自に設定している目標についても、12項目中11項目の目標を達成している。特に利用者満足度は高い評価を得ており、利用者のニーズに合致した内容の交通安全研修を提供しているものと認められる。</p> <p>・施設の老朽化が進む中、研修水準を維持するために日常点検を徹底するとともに、専門の業者に定期的な保守管理を委託するなど、適切な維持管理を行っている。また、コスト縮減に取り組んで、新たな機器を導入し研修内容の充実を図るなど、利用者のサービス向上にも努めていることは評価できる。</p> <p>・アンケートの実施により利用者の声を把握することに努めるとともに、外部の有識者等からなる「事業内容等評価検討委員会」や研修利用団体の代表を交えて交通安全教育の内容・手法について検討を行う「交通安全教育手法研究会」を開催し、その結果を業務改善やサービス向上に役立てていることは評価できる。</p> <p>・課題として残ったのは、団体利用及び指導者養成・資質向上事業について、地域に偏りが見られることであり、今後は県内各地からの利用促進を図る必要がある。独自に設定した目標項目である団体利用者数については4,908人(目標値6,150人)であり、平成23年度は目標を達成できるよう、団体利用を図るためのPRに努める必要がある。</p> <p>以上のことから、施設の維持管理については、コスト縮減を図りながら利用者のサービス向上への努力姿勢が見られ、県民にとって利用しやすい施設として適切に運営されていると認められる。また、指導者養成・資質向上事業の実施により、市町の交通安全教育活動を支援するとともに、県内の交通安全教育の核として交通安全教育のレベルアップに寄与しているものと認められる。</p> <p>今後は、目標を達成できなかった団体利用者を増加するため、企業や団体へのPR、センターの魅力積極的にアピールするための事業の実施、参加・体験型施設、無料施設としての利点を活かした研修事業の実施、運転免許センターへの来訪者の誘導など、さらなる利用者拡大への取組を期待する。</p>
--------	--

指定管理者事業報告書(平成22年度分)

指定管理者の名称:財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

- (1)交通安全に関する教育の実施
 - ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
 - 研修対象者別交通安全教育事業
 - 社会的弱者に視点をのいた交通安全研修事業
 - 家族連れ等個人利用者の体験研修事業
 - ・指導者養成・資質向上事業
 - 地域・団体・職域等での交通安全指導者の養成・資質向上事業
 - ・遠隔地等での出前型交通安全教育(地域活動)事業
 - 地域での出前型交通安全研修
 - 地域交通安全啓発事業
 - 交通安全各種県大会の支援
- (2)交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供
 - インターネット(ホームページ)を活用した情報発信
 - 機関紙を通じた情報発信
 - 利用促進のための広報・PR活動の実施
 - 各種交通安全イベントの開催
 - 展示スペースを活用した交通安全情報の掲示、特設コーナーの設置
- (3)調査研究事業
 - 交通安全対策に関する調査・研究
 - 交通安全教育手法研究会の開催
 - 交通事故等分析資料の収集と活用
- (4)事業評価
 - 事業内容等評価検討委員会による評価検証
 - 団体利用者(団体研修受講者)及び一般来場者に対するアンケートの実施

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・毎日、始業前点検及び打合せを励行し、各施設が常に快適に使用でき、安定した運営が保持できるように努めた。また、専門の外部事業者との委託契約により定期的な保守管理を行った。
- ・交通公園遊具の修繕、車両等研修用具のほか、スキッドコース(清掃保守点検により早期の修繕が必要と判断された部分)及び視聴覚機器の修繕等を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・人権尊重のための取組
 - 特定の利用者が不快に感じたり不利益を被るような表現・行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体に障がいのある方や高齢者、外国人等の来場者へのサポート、セクハラや暴力、言葉の暴力等人格を無視する行為を許さない明るい職場環境の醸成に努めた。また、三重県人権センターの視聴覚教材を活用し、職員の人権問題に関する意識の高揚を図った。
- ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組
 - 団体研修の実施等に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時の節電等に取り組み、利用者をはじめ職員の環境保護に対する意識の高揚とその実践に努めた。また、ごみの分別、再生紙の利用、コピーの両面印刷等、省資源化に取り組んだ。
- ・男女共同参画社会実現への取組
 - 「事業内容等評価検討委員会」委員に女性委員(2名)を委嘱し、女性の視点からの意見の把握と反映に努めた。また、女性の交通安全教育指導員3名を配置し、幼児・高齢者・外国人等に対して、きめ細やかな女性の能力を発揮した事業の実施に努めた。
- ・次世代育成支援対策への取組
 - 子ども連れ利用者が親子で楽しく交通安全について学べるようきめ細かい対応に努めるとともに、交通安全アニメビデオの上映会を実施するなど、親子で利用しやすい環境づくりに努めた。また、子どもを交通事故から守るため、保育園(所)、幼稚園、小学校等の団体研修や出前研修では、指導者向け研修や体系的な安全教育を行うとともに、親子三代で参加できるイベント「楽しく学ぼう交通安全学習フェスタ」を開催した。さらに、アウトリーチ活動として、三重県が行う「みえ次世代育成ネットワーク子育て応援! わくわくフェスタ」に参加し、子どもたちに対する交通安全の推進と啓発に努めた。
- ・ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた取組
 - 中学生を対象とした団体研修実施時に、UDとバリアフリーの違いや、施設や交通安全環境におけるそれぞれの平等性・公平性について確認してもらい、UDに対する周知と意識の高揚を図った。また、用品等の購入に際し、UD商品を選定するなど、UDの推進に取り組んだ。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「三重県交通安全研修センターの管理に関する情報公開実施要領」を定め、情報公開実施の体制を整えている。また、個人情報保護についても、基本協定書別記4「個人情報の保護に関する事項」を遵守し対応している。さらに、これらの取組の一環として、三重県が行う実務研修に参加し、個人情報の取り扱い及び情報公開に対する理解と研鑽に努めている。(※平成22年度中における開示請求はなし。)

⑤その他の業務

- ・危機管理対策会議を開催し、研修センター危機管理マニュアルの周知を図るとともに、同マニュアルに基づき、各自が担当する任務を迅速に遂行する体制を整備した。また、三重県運転免許センター庁舎消防計画及び三重県交通安全研修センター危機管理マニュアルに基づき、運転免許センターとの合同防災訓練を実施した。

(2) 施設の利用状況

	平成22年度目標	平成22年度実績	達成率
センター利用者数(人)	40,000	40,531	101.3%
一般利用者数(人)	33,350	34,954	104.8%
団体利用者数(人)	6,150	4,908	79.8%
団体利用数(団体)	300	344	114.7%
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	500	669	133.8%
地域活動事業(人)	5,600	24,888	444.4%
出前研修(人)	1,350	6,998	518.4%
地域啓発活動(人)	4,250	17,890	420.9%

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	41,968,000	事業費	12,282,285
利用料金収入		管理費	27,146,715
その他の収入	5,440	その他の支出	0
合計 (a)	41,973,440	合計 (b)	39,429,000
収支差額 (a) - (b)	2,544,440		

4 成果目標とその実績

【成果目標】

成果目標項目	目標値	成果目標に対する実績
(研修事業)		
センター利用者数(出前研修を除く)(人)	40,000	40,531
(指導者養成・資質向上事業)		
指導者養成・資質向上講座受講者数(人)	500	669
(その他)		
利用者満足度(%)	95	95.8

【※参考 指定管理者独自の数値目標】

成果目標項目	目標値	成果目標に対する実績
(研修事業)		
団体利用数(人)	6,150	4,908
高齢者・福祉団体等利用者数(人)	600	618
(地域活動事業・出前研修)		
地域活動事業回数(回)	36	98
(情報提供・広報PR事業)		
ホームページアクセス回数(回)	13,500	16,957
広報誌発行回数(回)	4	4
ホームページ更新回数(回)	10	41
施設を利用した県民へのPR事業の実施回数(回)	2	3
(調査研究事業)		
交通事故情報等の収集・分析等を行い、調査研究をする回数(回)	1	1
指導者研修追跡調査回数(回)	1	1
(その他)		
利用後の意識の変化度(%)	98	98.0
三重県交通安全研修センター事業内容等評価検討委員会(回)	1	1
交通安全教育手法研究会(回)	1	1

今後の取組方針

成果目標については、3項目全てにおいて目標数値を達成し、独自に設定した目標については、12項目中11項目の目標を達成することができた。目標を達成した項目については、引き続きサービスの向上を図り、目標を達成できなかった団体利用者数については、施設の利用促進のために企業や団体、学校等へのPR活動を充実していく。

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの見直しを行い経費削減に努めるとともに、来館者への一層のサービス向上と効率的な運営・維持管理に努めた。 ・パブリシティ及びマスメディアを活用した効果的な広報PR・フェスタの実施運営・出前研修など地域活動を積極的に展開し、交通安全意識の高揚を図る機会の提供を拡大することができた。
2 施設の利用状況	B	<ul style="list-style-type: none"> ・団体利用及び指導者養成・資質向上事業については概ね順調に推移しているが、地域に偏りが見られる。個人利用は、日曜日等は子ども連れ等で多くの利用があるが、平日の利用は少なく、免許取得・更新等の来館者・付添者に対し、研修センターの利用案内を配布して、施設利用の働きかけを実施し、利用の拡大を図った。 ・利用者向上の取組として、研修車両へのドライブレコーダーの搭載、簡易型ナビゲーションの導入を行い、より良い施設利用を図ることができた。
3 成果目標及びその実績	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は第2期指定管理の中間年として指導者の育成に積極的に取り組むとともに、PR(アウトリーチ活動)にも努め、各種機器を導入して新たな研修に取り組んだ。成果目標については、センター利用者数、指導者養成・質向上講座受講者数、利用者満足度、すべての項目において目標値を上回った。また、独自に設定した項目も12項目中11項目において目標値を上回った。

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
- 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 当初の目標を達成している。
- 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>・成果目標に対する達成度は、センター利用者数は40,531人(目標値40,000人)、指導者養成・質向上講座受講者数669人(目標値500人)、利用者満足度は95.8%(目標値95%)であり、すべての項目において達成することができた。しかし、団体利用及び指導者養成・資質向上事業については、地域に偏りが見られることが課題として残った。</p> <p>・独自に設定した目標項目である団体利用者数については4,908人(目標値6,150人)であり、目標値を達成することが出来なかったので平成23年において6,150人の目標を達成できるようPRに努めたい。</p> <p>・第2期目の指定管理者制度の中間年となる平成22年度は、新たな研修センターの取組をアピールすべく、パブリシティやマスメディアを活用した広報啓発を行うとともに、交通事故抑止・啓発DVDの作成協力などを通じ利用者サービスの向上に努めた。</p> <p>・経費の節減を意識した事業実施、用紙のペーパーレス化や再利用等の徹底を図ることによってコストの縮減を図り、『ドライブレコーダー』の研修車両への搭載、『簡易型シミュレーション(エコナビ)』の導入を行い、改正道路交通法に対応した取組、高齢者をはじめとした歩行者・自転車利用者など交通弱者の交通安全、地域での交通安全指導者の育成に重点を置いた研修の実施と情報発信に努めた。</p> <p>・独自の取組として、「楽しく学ぼう！交通安全2011」の実施、「交通安全夜間特別研修(交通安全ナイトスクール)」の実施、そして高齢者の交通事故発生状況を鑑み「交通安全シルバーナイトスクール」を実施し、幼稚園・小中学校・高等学校・高齢者(団体含む)・各地区交通安全協会等の協力の他、パブリシティを活用した集客・PRを行うなど、事業実施の創意工夫に努めた。</p> <p>・指導者養成資質向上研修の取組として、昨年に引き続き学校の夏季休業期間中に「教職員を対象とした交通安全指導者資質向上研修」、津警察署員による「指導者資質向上研修」、地域ボランティアとして街頭指導等を行っている地域交通安全活動推進委員・高齢者交通安全指導員などへの指導者資質向上研修を実施するなど、様々な機会を通じての指導者養成・資質の向上に努めた。</p> <p>・外部の有識者からなる「事業内容等評価検討委員会」を開催し、事業全般について評価・検証を行うとともに、有識者や主要な利用団体代表を交えての「交通安全教育手法研究会」を開催し、交通安全教育の内容・手法についても検討を行った。これらの検証・検討結果については今後の事業改善に活かしていくこととしている。</p> <p>・地震防災対策など危機管理に対する取組として、危機管理マニュアルに従い、非常防災訓練を行い、非常時の読</p> <p>・県施策の実現に対する寄与として、人権尊重社会の実現に向けた取組、男女共同参画社会実現に向けた取組、</p> <p>・個人情報保護及び情報公開について、関係法令を遵守した運用に努めた。</p>
--------	---

7-(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成22年度分)

施設所管部名: 生活・文化部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター (津市羽所町700番地アスト津3階)
指定管理者の名称等	みえNPOセンター・ワークスコープ グループ代表者 特定非営利活動法人 みえNPOセンター (津市一志町高野160番地514)
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 4 地域NPO支援組織の連携交流に関する業務 5 利用料金の収受に関する業務 6 施設の維持管理に関する業務 7 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は－を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H21	H22	H21	H22	
1 管理業務の実施状況	B	B			施設、備品について良好に維持管理するとともに、利用者から要望の高い情報について、掲示板や情報誌、ホームページでわかりやすく情報提供している。また、地域市民活動センター等と連携した地域の課題に応じた支援や人材育成に取り組んでおり、地域の市民活動センターとしての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			国際交流フェスティバル等のイベントの実施、施設環境の整備により来館者数及び利用団体数が過去5年で最多となった。また、日頃利用されない団体へアンケートを実施するなど、施設の周知と利用しやすい施設への改善に努めている。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標である、「来館者数」「センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数」「NPO支援組織が行う人材育成数」のすべてにおいて、成果目標を達成した。

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>・指定管理事業の2年目として、引き続き良好な施設管理を行うとともに、来館者数等の成果目標をすべて達成している。また、来館者アンケートに加え、日頃利用しない市民活動団体へのアンケートを実施し、施設の周知を図るとともに、利用されない団体の望むニーズ等を把握し、サービス改善に努めている。</p> <p>・市民活動促進、国際化推進にかかる自主企画事業では、県民、企業、NPO等多様な主体の連携や交流につながる事業を実施するとともに、広報誌やホームページの全面リニューアルや、より良い施設環境とするために新たな備品の整備を行うなど、施設利用の促進、利用者サービスの向上を図っている。</p> <p>・地域の市民活動センター等と連携し人材育成事業に取り組むなど、地域の市民活動センターとして、地域の課題に応じた支援に取り組んでいる</p> <p>以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、適切な管理運営を行い、成果目標をすべて達成するなど、着実な管理運営が評価できる。今後の課題として、地域の市民活動センターとして、全国の動きや県外の先進情報の県内への発信など、県外のNPO支援組織とも連携した、幅広い視野での市民活動支援を期待する。</p>
--------	--

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①みえ県民交流センター管理運営事業の実施に関する業務

- ・センターの総合案内の役割を担うとともに、視察・見学への対応、NPOやボランティアに関する講座の実施、市民活動やボランティアに関する情報の整備、市民活動団体情報の管理、新聞記事の掲示等を行った。
- ・市民活動促進及び国際化を促進するためのセミナーやシンポジウム、イベントを実施し、入場者数、参加者満足度の点で高い評価を得た。
- ・奄美大島豪雨被害被災地支援募金や東日本大地震被災地支援チャリティーカフェやチャリティーイベントの実施を通して、被災地での支援活動に実績がある団体を通じて支援するとともに、被災地への関心を喚起することができた。また、センターの存在価値や社会貢献活動の取り組みへの意義を知ってもらうことができた。
- ・市民活動に関する情報の発信のために、ホームページを運営し、平成22年度はより使いやすいサイトになるよう全面的なデザインリニューアルを行った。「市民活動・ボランティアニュース」は月1回(各10,000部)発行し、県内の市民活動団体の情報を発信するとともに、助成金情報などを発信することによって、県内の各団体の活動促進に貢献できた。また、平成22年度は表紙をはじめすべての構成・レイアウトを一新した。
- ・県内のNPO支援組織が連携交流し、地域のNPO活動が活発になるための支援に関する勉強会等を実施した。「勉強会」は、NPO法人会計基準をテーマに2回開催した(参加44人)。「市民活動団体情報のデータベース化事業」は、県内各連携・協力団体の協力により、平成22年度末には2,430団体の情報が集まり、ホームページへ情報掲載した(平成21年度より225団体増)。「市民活動(支援)センター情報交換会」は延べ54人の参加を得た。
- ・交流スペースAやミーティングルームの利用は、851件あり、備品機材の利用は1,866件あった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者が気持ちよく利用できるように、机・いすなどの整理と清掃、備品の不具合への対応、館内の温度管理などの環境整備、人目につきにくい場所やトイレ等の安全対策に重点をおき、施設の適切な管理及び維持に努めた。
- ・機器・備品に所定の使用料金を設定し、施設の予約と同時に申し込みを受け付け、適正に管理・貸出を行った。貸出にあたっては、備品の動作状態や不具合に気を配り、返却時には必要部品がそろっているかを確認した。
- ・交流スペースのテーブルのレイアウトの一部を変更し、より利用しやすい環境づくりに努めた。
- ・図書コーナーの蔵書の在庫チェックを行って古い蔵書は処分するなど、全面的な整理を行った。

③県施策への配慮に関する業務

- ・三重県生活・文化部職員人権研修に参加し、人権問題に対する正しい理解と認識を深めた。
- ・性別や年齢にとらわれない業務分担をすることによって、各人の個性や能力が十分発揮できるよう配慮した。また、フレキシブルな勤務体制を取り入れ、だれもが働きやすい環境を整えた。
- ・環境ISO14001の取組について学び、グリーン購入、節電、リサイクルなど業務の中で環境に配慮した取り組みを行った。
- ・外国の方や高齢者にもわかるような表示をし、センター内に車椅子を設置し体の不自由な方への配慮をした。
- ・市民活動に関わっていない方にも気軽に参加してもらえるイベントを企画し、利用者層の拡大に努めた。
- ・東日本大震災の発生を受けて、みえ県民交流センター内に設置された「みえ災害ボランティア支援センター」に全面的協力ができるよう、幹事会に参加した。また、災害及び事故等の不測の事態に備えて、センターに設置されているAEDを的確に操作するための研修を受けた。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、公開に関して「情報公開規定」を整備し、確実に対応できる体制を作った。平成22年度は開示請求はなかった。
- ・基本協定書第12条に基づき、センター管理に関して知り得た情報を適切に取り扱い、個人情報保護されるよう配慮した。

⑤その他の業務

- ・特になし

(2)施設の利用状況

みえ県民交流センター(指定管理対象施設のみ)の利用者数

・実績 65,026人 (目標 60,000人)

[交流スペース・ミーティングルーム他 61,404人
イベント情報コーナー 3,622人]

2 利用料金の収入の実績

実績 981,400円（施設利用 566,000円、機器・備品利用 415,400円）

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	28,410,000	事業費	23,363,689
利用料金収入	981,400	管理費	8,438,354
その他の収入	2,556,911	その他の支出	0
合計 (a)	31,948,311	合計 (b)	31,802,043
収支差額 (a)-(b)	146,268		

※参考

利用料金減免額	0
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値
センター来館者数	60,000人	65,026人
センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数	100団体/年	225団体/年
(指定管理者が提案した成果目標) ネットワークに参加している中間支援組織が行う人材育成数	100人/年	1,162人/年
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の目標数は達成することができた。 ・センター来館者数は、利用促進のための独自提案事業(ポイントカードやコーヒーサービス)による効果が高かったと考えられるため、今後も引き続きサービス向上のために実施し、事業の拡大や新たな事業の開拓をしていきたい。また、整理整頓、点検により、来館者にとって快適な空間を維持するよう努める。 ・指定管理導入以降、企業も会議や研修にミーティングルームを利用できるようになったが、周知不足で利用が伸びないため、企業訪問等と合わせて施設の周知を図る。 ・センターが把握する県内のNPO(ボランティア団体・市民活動団体)の増加数は、引き続き関係機関との連携を図って、更新及び更新情報の共有を随時行う。 ・人材育成については、NPO支援のネットワークにおける中核的な機能を担う地域の人材を育成することが重要であるため、地域の市民活動(支援)センター等NPO支援組織と連携し、地域の実情を踏まえた人材育成講座等を実施していく。 	

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価	コメント
1 管理業務の実施状況	B	<p>・センターの管理業務に関しては、施設、機器、備品について平成21年度に引き続き良好な状態で管理できた。危機管理体制、安全面、個人情報管理面についても事務局で定期的に体制を確認し、支障なく運営することができた。</p> <p>・センターの運営業務に関しては、アスト津3階の県施設の総合案内としての役割を十分に果たすことができた。また、センターの機器、備品、図書、情報等、日常の管理業務に関しても、現状を維持しつつ内容の拡充に努めることができた。</p> <p>・市民活動促進及び国際化の推進に関しては、NPO・市民活動団体との連携とNPOらしさを大事にした自主企画を実施した。</p> <p>・情報の受発信に関しては、ホームページ及び市民活動・ボランティアニュースの発行を通して多くの県民に発信することができた。また、ホームページ、ボランティアニュースの内容について検討を行い、全面的なリニューアルを行った。</p> <p>・地域のNPO支援組織との連携については、市民活動団体のデータベース化事業において、地域の市民活動(支援)センターや行政等49団体の協力を得て、2350団体の団体情報をデータベースに登録することができた。勉強会はNPO法人会計基準をテーマに2回、情報交換会は、3回開催することができた。参加者が少なく問題を共有しにくいときもあったが、市町担当者や各地域の市民活動(支援)センター等の課題を掘り下げながら時宜に合ったテーマを設けることで、中身の濃い集まりを定着させつつある。平成22年度は地域の課題や実情をもっと探り、企画等を連携して実施していくことを念頭に、各地域を訪問し、地域のニーズをくみ上げたセミナーを1回実施することができた。今後、双方が課題を共有し、連携していくため、訪問の目的を明確にし、問題意識を持って訪問していく工夫が必要である。</p> <p>・接遇マナー向上研修、AED研修などのスタッフ研修により、センターの管理運営に必要な知識と技術の習得、職務への意識向上に努めた。</p>
2 施設の利用状況	B	<p>・市民活動団体等の利用団体数は過去5年間で最も多かった平成21年度よりも89団体の増加となった。</p> <p>・コーヒーマシーンや利用に応じて貯まるポイント制度(割引)などが、利用者間に定着し、好評を得ており、利用者サービスにつながっている。</p> <p>・企業の利用は8件あったが、平成21年度からあまり伸びていない。周知がいき届いていないと考えられるので、企業との連携も視野に入れながら利用促進に努めたい。</p>
3 成果目標及びその実績	B	<p>・センター来館者は、大規模なイベントの開催等を通して、利用者は平成21年度より約2,000人増となり、目標値の年間60,000人を超え、65,026人であった。平成23年度は、一般の方にNPO活動を知ってもらうきっかけになるようなイベントや企画をさらに充実していきたい。</p> <p>・センターが把握する県内のNPOの増加数は225団体となり、目標の100団体を大きく上回った。</p> <p>・ネットワークに参加しているNPO支援組織が行う人材育成数は、目標数100人に対して1,162人達成できた。平成21年度間接的な支援にとどまった反省を活かし、地域のセンターと共催でNPOで働く人を対象とした人材育成の講座を1講座実施することができた。これを足掛かりに、今後も地域の実情をふまえた内容を協議し、直接的な人材育成を目指していくことが課題である。</p>

※評価の項目「1」の評価
「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価
「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括コメント	<p>・指定管理1年目の反省と経験を活かしながら、管理運営面においては、今まで県直営のサービスを低下させず、着実に実績を上げることができた。</p> <p>・利用者アンケートやイベント毎のアンケート実施によって利用者ニーズを把握し、また、緊急事態を想定した避難誘導訓練やスタッフ研修を実施し、来館者の立場にたった運営に努めた。</p> <p>・イベントの実施にあたっては、NPOならではの柔軟性やネットワークを活かすことを念頭に、NPO団体と連携・協力しながら、企画を進めることができた。</p> <p>・NPOに関する共通の課題であるNPO法人会計基準について勉強会を実施するとともに、企業訪問、ニュースのインタビュー、各地域のセンターの訪問など、センターに留まらずに他地域へ出掛けていくことで、地域の課題に応じた支援を積極的に展開することができた。</p> <p>・指定管理2年目である平成22年度は地域のネットワークの中核的な役割を意識して、地域のセンターや市町の市民活動支援担当者と情報共有を行い、地域のニーズを探った。地域のNPO支援に関わる団体とのネットワーク・連携強化、行政等との新たな協働の推進、NPOセクター等を担う人材育成などは平成23年度も課題として残る。地域との連携を密にしながら三重県内のNPO・市民活動団体とNPO支援組織の主体的な力量の向上支援のための取り組みを考えていきたい。</p>
--------	--

8 指定管理候補者の選定過程の状況について

(1) 三重県交通安全研修センター

1 概要

三重県交通安全研修センターについては、平成 18 年 9 月から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っていますが、現在の指定管理期間が平成 24 年 3 月末で終了することから、平成 24 年 4 月からの次期指定管理者の選定作業を行っています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の有識者等による三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会（委員長：仲律子 鈴鹿国際大学国際人間科学部准教授）を設置しました。

平成 23 年 8 月 8 日に開催された第 1 回選定委員会において審査基準及び配点表を決定した後、募集を行ったところ、2 団体から申請がありました。

今後、選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

8 月 8 日	第 1 回選定委員会（審査基準及び配点表の作成）
8 月 16 日～8 月 30 日	募集要項の配布
9 月 1 日	現地説明会の開催
9 月 2 日～9 月 8 日	募集要項に対する質問の受付
9 月 14 日～9 月 20 日	申請書類の受付期間

3 応募等の状況

現地説明会への出席団体数	3 団体
申請書の提出があった団体数	2 団体
	・ 中部安全サービス保障株式会社
	・ 財団法人三重県交通安全協会
	（※50 音順）

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙 1 および別紙 2 のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理候補者の決定

10月17日 第2回選定委員会（ヒアリング審査）

10月20日 第3回選定委員会（最終審査、順位の決定）

(2) 指定管理者の指定

平成23年第3回三重県議会定例会11月会議の議決を経て指定します。

(3) 協定締結の締結

平成24年3月上旬に締結します。

(4) 指定期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間

【参考】

(1) 選定委員会委員名簿（順不同・敬称略）

委員長 仲 律子 鈴鹿国際大学国際人間科学部准教授

委員 杉井ひろ子 公募委員

委員 徳永弘子 松阪多気地区交通安全対策会議交通安全教育指導員

委員 中川俊夫 三重県PTA連合会副会長

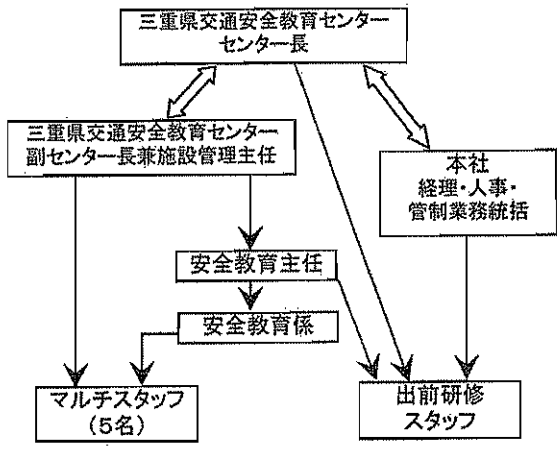
委員 降籬道男 弁護士

(2) 審査基準及び配点表

別紙3のとおり

三重県交通安全研修センター事業計画書の要旨

申請者名	中部安全サービス保障株式会社
1. 管理運営方針	<p>(1)管理運営の総合的な基本方針について ※三重県交通安全研修センターの管理運営方針として 弊社は、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に基づき、三重県交通安全研修センター条例等の内容を踏まえ、下記の『7つの基本方針』に基づき管理運営をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県民の安全な生活の確保のためにも、研修センターの設置目的に沿った、交通安全対策の推進に寄与する管理運営を実施します。 ② 三重県全域で交通安全研修センターの研修事業を出張展開し、研修センターにリピーターとして来館してもらえる、県民に愛される交通安全研修センターにします。 ③ 新しい時代の「公」を担う企業として、利用の平等性を確保します。 ④ お金をかけるのではなく、知恵と工夫と行動と県民(利用者)の声を武器とし、善い交通安全研修センターに改善します。 ⑤ 専門分野の職員だけでなく、何でも出来るマルチな人材を育成し、職員で出来る事は職員で実施し、外部委託費の削減をします。 ⑥ 研修センター外部にて監査・チェック体制をとり、健全な管理運営体制とします。 ⑦ 指定管理者制度の利点を生かし、効果的・効率的な管理運営を追求します。 <p>(2)利用者の公平、公正な利用について 弊社は、利用者の公平、公正な利用について下記のように実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配置する社員の事前研修、契約期間中のアフター研修(年2回)を実施します。 ② 月に1回以上の現場における指導を実施します。 ③ 上記の研修(教育)及び指導体制により、利用者へのサービスの向上に努めます。(均一したサービスを提供します。)
2. 運営業務に関する計画	<p>(1)交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <p>ア 参加・体験・実践型の交通安全研修事業について 弊社は、民間でしか出来ない、『楽しく、わかりやすい、交通安全教育』を実施したいと考えます。研修カリキュラムは、現状されているのと同じで12プログラムを実施します。 弊社として、特に力を入れて実施していきたいターゲットは、①保育園・幼稚園②小学校(低学年)③小学校(高学年)④高齢者であると考えています。 弊社が今まで培った防犯セミナーでのノウハウを役立て、三重県の交通安全教育に貢献していきたいと考えています。</p> <p>イ 指導者育成・資質向上事業について 交通安全の指導者は、交通安全の知識・技術が重要であるという考えを後として、人に教える者としての基本ノウハウから指導していきます。 安全教育の内容としては、歩行者・自転車に限定し、弊社の重要ターゲットと同じ子供と高齢者についてやさしく指導・教育ができるように育成します。</p> <p>ウ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業について 弊社が考えた研修センターでの研修プログラムは、出前研修においても同じ内容・クオリティで出来るようにいたします。 会場に人が集まっていたら、ターゲット別に研修が出来るようにします。</p> <p>(2)交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務</p> <p>ア 情報及び資料の収集に関する考え方について 交通安全に関する統計及び情報の収集を、インターネット等を利用し実施します。 交通安全に関するデータの分析をし、交通安全の普及に役立てます。</p> <p>イ ホームページを活用した情報発信について 情報提供及び広報PR事業の核として、インターネットにてセンターホームページの活用及び充実をはかります。県民誰もが、必要な情報を即時に入手でき、また、ホームページを見て、研修センターに来館したくなるような、楽しく面白くて役に立つホームページに変えていきます。</p> <p>ウ 展示スペースの活用について 展示スペースの活用については、交通安全に関する情報の掲示及び特設コーナーの設置等を基本に考えますが、弊社としてはイベント会場としても使用したいと考えています。 イベントとは、公開交通安全セミナー(子供編・高齢者編)の開催 及び 交通安全啓発ビデオ上映会場(プロジェクター使用)として使用も考えています。</p>

	<p>(3) 成果目標と独自の数値目標について 成果目標: ア. センター利用者数(出前研修除く)、イ. 指導者育成・資質向上講座受講者数 ウ. 利用者(研修受講者)満足度 及び 弊社が独自に設定した数値目標を達成させます。</p>																					
<p>3. 管理業務に関する計画</p>	<p>(1) 施設の維持管理に関する業務 施設の維持管理については、現状の管理状況に基づき実施します。 但し、設備の老朽化による整備不能の物及びメーカーでの修理不能製品もあるので、日常点検を重視して、できるかぎり使用を維持できるように努力をします。</p> <p>(2) 個人情報保護、情報公開について ア 個人情報保護 弊社は、平成20年12月8日に社団法人中部産業連盟様よりプライバシーマーク付与認定がおり平成22年12月22日に第1回の更新審査に適合をしました。 【19000384(02) JIS Q15001:2006準拠】 プライバシーマークについては、弊社の業務・部門の全てが対象となっていますので、この業務においても適切に取扱いをします。</p> <p>イ 情報公開 情報の公開については、三重県情報公開条例の規定に基づき、三重県交通安全研修センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備し、公開します。研修センターにて保有した情報の管理方法として、必ず管理職以上が管理します。又、情報の取扱いは個人情報の保護に準じて実施します。情報公開までの流れについては、三重県のシステムに沿って実施します。尚、公開の方法については、センター内掲示コーナー及びセンターホームページを利用して公開していきたいと考えます。</p> <p>(3) 県の施策への配慮について ①人権尊重社会実現のため、職員をはじめ、パート職員にも年に2回、前期と後期に各1回、人権について会社にて、教育を実施します。 ②男女共同参画社会実現のため、女性管理職をセンターに配置します。又、公正な人事配置を実施します。(幼児・高齢者にやさしい女性の能力を発揮した研修の実施に努めます。) ③次世代育成支援の推進として、子育て支援のための、フレックスタイム制を導入します。又、育児休暇等の会社規則の整備を実施します。 交通安全研修プログラムも、幼児・小学生等に重点を置き、親子で学べる研修プログラムの導入をしていきます。 ④持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、ゴミの分別回収の徹底をします。又、グリーンマーク購入法及びエコマークの推進をし、センター内外で使用する物は出来る限り、環境にやさしい製品を吟味して使用します。 (弊社、ISO14001の運用管理規程に準拠させる)</p>																					
<p>4. 組織及び人員</p>	<p>(1) 組織図</p>  <pre> graph TD A[三重県交通安全教育センター センター長] --> B[三重県交通安全教育センター 副センター長兼施設管理主任] A --> C[本社 経理・人事・ 管制業務統括] B --> D[安全教育主任] D --> E[安全教育係] E --> F[マルチスタッフ (5名)] A --> G[出前研修 スタッフ] </pre> <p>(2) 人員</p> <p>① 研修センター人員 i. センター長 ii. 副センター長兼施設管理主任 iii. 安全教育主任 iv. 安全教育係 v. マルチスタッフ 5名 計 9名</p> <p>② 出前研修人員 i. 出前研修スタッフ 3名 計 3名</p> <p>※合計 12名</p>																					
<p>収支計画 (千円)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成24年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td>41,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>41,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>24,603</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>15,442</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>1,271</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td>41,316</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成24年度	備考	指定管理料	41,900		収入合計	41,900		管理費	24,603		事業費	15,442		消費税	1,271		支出合計	41,316	
年度	平成24年度	備考																				
指定管理料	41,900																					
収入合計	41,900																					
管理費	24,603																					
事業費	15,442																					
消費税	1,271																					
支出合計	41,316																					

三重県交通安全研修センター事業計画の要旨

申請者名	財団法人三重県交通安全協会（代表者：会長 余野部 克治）
1 管理運営方針	<p>私どもは平成7年5月の開所以来約16年間にわたり大きな事故もなく安全・安心な・快適な利用を提供できるよう努めてまいりました。</p> <p>今後も時代の変化、社会的使命に対応し、次の通りの運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児からご高齢の方々までを対象に、効率的・効果的な運営を行い、段階的・体系的な交通安全教育を行います。 ・研修センターの効用を十分発揮できる組織ネットワークを活用した、交通安全研修、交通安全活動を推進する事業を展開します。 ・業務の遂行にあたっては、コンプライアンス及び個人情報保護の徹底に基づいた、施設の安全管理と利用者の安全確保を徹底し、公平・公正な運営を行います。 ・全ての利用者様に対して公平なサービスが提供できるよう、遠隔地等への出前や、身体に障がいをもたれている方にも配慮した、利用者様の目線に合わせた対応に努めます。 ・事業評価と成果の検証をおこない、合理化と期待効果のある運営に努めます。
2 運營業務に関する計画	<p>施設の特性を活かし「聞いて・見て・体験する」交通安全研修を実施して、県民の皆さまの交通安全意識の高揚と、県民の皆さまが主体となる交通安全社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通弱者、社会的弱者の方へ視点を置いた体系的な交通安全研修の推進に努めます。 ・公平な交通安全研修を受ける機会を提供するため、出前研修や地域交通安全教室等を実施するとともに、要請に沿った研修の実施に努めます。 ・交通安全活動、交通安全教育を促進していくためには、交通安全指導員の養成が重要であることから、指導対象に応じた研修カリキュラムを作成、今後指導していく上で一助となる力を付けることができる研修を展開します。 ・関係団体と連携し、交通安全に関する情報の収集を行うと共に、研修センターから関係機関広報紙やコミュニティ情報誌をはじめ、色々な媒体による情報発信をおこない、県民の皆さまの利用促進と生活の中での交通安全意識を高めていただける環境づくりを進めます。 ・全県的な組織ネットワークを活用し、施設の効用を発揮できる運営体制の確立に努めます。 ・アンケート調査等により利用者様のニーズ把握に努め、意見内容に適切に対応した運営に努めます。

<p>3 管理業務に関する計画</p>	<p>研修センター創設以来約16年間にわたり、管理運営を行ってきましたが、教習車・一部の事務機器を除き、創設当時のままの設備・機器を、修理・修繕を重ねながら推移しており、現在までにその状況は随時報告しているところであります。既にメーカーからの部品供給が不可能な機器もあり現在に至っています。この間、利用者の安全確保を第一に良好な状態を維持し運営してきた実績とノウハウを踏まえて適切な運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底は管理業務を行う上で最低条件であり、職員一人ひとりにそのマインドを徹底し、利用者様に「安心」「信頼」いただける体制を確立します。 ・自然災害や研修中の事故等を想定し、利用者様の安全確保を第一とした危機管理の徹底に努めます。 ・最小の経費で最大の効果を発揮できる効率的な運営と創意工夫を行い、経費の縮減、エコに努めます。 ・職員による日常点検・清掃、外部専門業者による定期点検を実施し、予防修繕・早期対応に心掛けた清潔で良好な利用環境の維持に努めます。 		
<p>4 組織及び人員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開所以来、三重県交通安全研修センターを運営してきたノウハウを最大限に生かし、安定したスムーズな管理運営ができるよう人員配置計画に努めます。 ・統括責任者1名、スタッフ6名 計7名 を雇用の上ローテーションにて勤務いたします。 <p>また、一部スタッフをマルチ化し業務全般にあたり、業務のフラット化と迅速化を図り、人的資源を有効活用いたします。</p> <p>なお、専門業務の一部を外部委託で行います。</p> <p>その他、当協会より随時、必要に応じたバックアップを行い、しっかりしたサポートに努めます。</p>		
<p>収 支 計 画 （千 円）</p>	<p>年度</p>	<p>24年度</p>	<p>備考</p>
<p>収入合計</p>		<p>41,968</p>	
<p>指定管理料</p>		<p>41,968</p>	
<p>支出合計</p>		<p>41,968</p>	

三重県交通安全研修センター指定管理者審査基準及び配点表

別紙 3

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	ウェイト
①管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1 (3)	10	
	施設の特性や業務内容を理解しているか	全般	10	
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	＃	10	
②利用者の公平公正な利用について	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	＃	10	
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、法令遵守、環境配慮への対応は適切か	＃	10	
④現状に対するアセスメント	的確な現状把握が行われ、適切な対応が提案されているか	＃	10	
小計			60	10点

2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	ウェイト
①交通安全に関する教育の実施に関する業務	参加・体験・実践型の研修について、適切な方策が提案されているか	4 (1) I	20	
	指導者養成・資質向上事業について、適切な方策が提案されているか	＃	20	
	出前型研修について、適切な方策が提案されているか	＃	10	
②交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務	情報・資料の収集について、適切な方策が提案されているか	4 (1) II	10	
	ホームページの管理・運営について、適切な方策が提案されているか	＃	10	
	展示スペースの活用について、効果的な方策が提案されているか	＃	10	
	集客活動及び広報活動について、効果的な方策が提案されているか	＃	20	
③利用者サービス向上につながる独自の提案	施設の機能を十分に活用し、利用者サービスの向上に繋がる具体的な提案がなされているか	4 全般	10	
	施設の効用を高めるため、地域の団体等との連携が具体的に提案されているか	＃	10	
④事業評価及び利用者の声の把握	自己評価の体制、利用者の声の把握及び事業への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	4 (1) IV	10	
⑤成果目標と独自の数値目標	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	4 (2)	10	
	独自の数値目標が適切に設定されているか	4 (1) IV	10	
小計			150	55点

3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	ウェイト
①施設の維持管理に関する業務	維持管理事業は管理基準を満たし、必要な維持管理レベルを保つものであるか	4 (1) III	10	
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	＃	10	
②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	4 (1) IV	10	
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	＃	10	
③個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	3 (3)、(4)	10	
④県の施策への配慮	人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか	3 (5)	10	
小計			60	10点

4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目	審査基準	備考	配点	ウェイト
①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容	組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	4 (1) IV	10	
②職員の配置、勤務ローテーション	人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか	＃	10	
③職員の人材育成、研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	＃	10	
④持続的・安定的に運営できる財政的基礎	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか	—	10	
小計			40	15点

5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目	審査基準	備考	配点	ウェイト
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	6	10	
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	＃	10	
②コスト削減の考え方	コスト縮減が図られているか	＃	10	
小計			30	10点

※「備考欄」は募集要項の主な関連項目です。

合計	340	100点
----	-----	------

(2) みえ県民交流センター

1 概要

みえ県民交流センターについては、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っていますが、現在の指定管理期間が平成24年3月末で終了することから、平成24年4月からの次期指定管理者の選定作業を行っています。

指定管理者候補者を公正かつ適正に選定するため、外部の学識経験者等によるみえ県民交流センター指定管理者選定委員会（委員長：石阪督規 三重大学人文学部准教授）を設置しました。

平成23年7月14日及び28日に開催された選定委員会において、審査基準や配点表を決定した後、募集を行ったところ、1団体から応募がありました。

今後、選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定します。

2 進捗状況

7月14日	第1回選定委員会（活用方針・施設概要説明）
7月28日	第2回選定委員会（審査基準・配点表作成）
8月8日～8月19日	募集要項の配布
8月22日	現地説明会の開催
8月23日～8月29日	募集要項に対する質問の受付
9月15日～9月22日	申請書受付

3 応募等の状況

現地説明会出席団体数 3団体

応募団体数 1団体

- ・ みえNPOネットワークセンター

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙1のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理候補者の決定

今後の選定委員会は、次の日程で開催を予定しています。

10月13日 第3回選定委員会（ヒアリング審査）

10月20日 第4回選定委員会（最終審査）

(2) 指定管理者の指定

平成23年第3回三重県議会定例会 11月会議の議決を経て指定します。

(3) 協定締結

平成24年3月上旬に締結します。

(4) 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

【参考】

(1) 選定委員会委員名簿（順不同・敬称略）

委員長	石坂 督規	三重大学人文学部准教授
委員	加藤 恭子	税理士
委員	西井 勢津子	株式会社 地域資源バンクNIU 代表取締役
委員	アーナンダ・クマーラ	鈴鹿国際大学学長補佐
委員	寺尾 亨	公募委員

(2) 審査基準及び配点表

別紙2のとおり

みえ県民交流センター事業計画書の要旨

申請者名	みえNPOネットワークセンター（法人申請中）
管理経営方針	<p>【5年後の目指す姿】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行動する県民（アクティブ・シチズン）の増加 2 力強いNPOセクターの形成 3 「協創」の三重づくり 4 国際理解と国際貢献活動の促進 <p>【管理運営の総合的な基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県内全域を対象にした市民活動センターとして、県内のNPOやNPO支援組織と連携し、県内の市民活動の発展を目指す。 ② 県内外の市民活動に関する情報のキーステーションの役割を果たす。 ③ 国際交流センターとして、三重県国際化推進指針に基づいて、多文化共生社会づくり、国際貢献、交流活動の総合的拠点としての役割を果たす。 ④ 同居している県行政をはじめ、多様な主体との協働に積極的に取り組む。 ⑤ 誰もが利用しやすい快適な施設づくりを目指す。 ⑥ 利用者の意見を管理運営に反映させ、県民サービスの向上を図る。 ⑦ 効率的・効果的な管理運営を行い、経費の節減に努める。 ⑧ センター利用に関する管理運営の基本を遵守し、適正に管理する。
管理業務に関する計画	センターの施設、機器、備品等については常に点検し、利用者の皆様に良好な状態で利用いただけるよう努める。災害や事故等、不測の事態に備えスタッフの緊急救命訓練、消防訓練、避難誘導訓練を行うと共に危機管理マニュアルの徹底を図る。利用者の安全確保、事故防止に備え、定期的な施設内の巡回や機器の点検を行う。そのために、組織内に管理責任者を設置し、個人情報規定を徹底させる。
運営業務に関する計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設利用について 環境整備と安全対策に万全を期し、利用者への質の高いサービス提供に努める。 2. 市民活動の促進及び国際化進展のための業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民活動促進のための業務 <ol style="list-style-type: none"> ① NPOグレードアップセミナー（年2回） NPO法改正、認定NPO法人制度その他NPOをめぐる重要なテーマについて、外部講師を招いてセミナーを行う。 ② NPO経験交流セミナー 県内各地の市民活動センターや中間支援団体を通じ、各地域のすぐれた活動を発表していただき学び合う ③ 「協創」シンポジウム NPO、行政、企業等多様な主体が協働し、新しい価値を生み出した事例等を基に、関係者によるシンポジウムを行う。 ④ NPO相談 ⑤ 「NPO月間」の実施 全県的なNPOネットワークにより、各地域でNPOの合同チャリティイベントを行ったり、NPOに関する合同キャンペーンを行い、県民のNPOへの関心を高め、寄付を集中的に集める。 ⑥ 調査研究 社会的企業のあり方、自治会とNPOの連携、企業とNPOとの連携等をテーマに全県的視野で調査研究を行う。

		<p>(2) 国際化推進のための業務</p> <p>①世界のNPO・ボランティア活動・地域コミュニティ講座(年3回) 三重県に在住の諸外国の方々に、祖国のNPO・ボランティア活動の状況や、地域コミュニティのあり方等を紹介していただく。</p> <p>②「みえの国際貢献」ダイレクトリー作成 県内で国際的な活動を行っている団体(NGO、多文化共生NPO、日本語教育、民族団体等)を把握し、市民活動の観点から状況把握</p> <p>3. 市民活動に関する情報の受発信</p> <p>① ホームページの開設と頻繁な更新</p> <p>② 「みえ市民活動・ボランティアニュース」の毎月発行と配布</p> <p>4. 地域NPO支援組織の連携交流業務</p> <p>(1) 県内のNPO支援組織の機能向上・連携交流</p> <p>① 中間支援団体のあり方に関する研究会</p> <p>② NPOマネジメント指導講座 中間支援団体が各地域でNPOに指導する上で不可欠な各種研修を行う。例) ボランティアマネジメント、税務会計等</p> <p>③ 中間支援団体ネットワークの構築 ア) 全市町の市民活動センター・中間支援組織とのネットワーク構築 イ) 県レベルの専門分野の中間支援組織とのネットワーク構築</p> <p>(2) 県外のNPO支援組織とのネットワーク構築</p> <p>① 全国の地方レベルの総合的中間支援団体のネットワーク構築 ほか</p> <p>5. 利用料金收受業務 ボランティア・市民活動団体の利用料金の減免を実施。使用当日の現金支払いを実施します。</p> <p>6. 利用者サービス向上につながる独自提案 各種機器、施設利用者へのポイントカード割引制度の導入。</p> <p>7. 施設の稼働率を高める方策 周辺の企業や行政機関への周知を図ります。</p> <p>8. 利用者意見の管理運営への反映 外部によるサービス評価委員会設置、毎年1回利用者アンケート実施、意見箱設置、寄せられた意見をデータベース化し管理運営に反映。</p>					
収支計画の積算の考え方		<p>1. 収入計画の考え方 平成24年：施設管理基盤の確立に重点を置く。</p> <p>2. 支出計画の考え方 無駄なコストの削減</p>					
組織及び人員		<p>1 経営会議：役員・管理者</p> <p>2 スタッフ体制 管理者(事務局長)(1) スタッフ(9)：主任(3) 事務局スタッフ(6)</p>					
収支計画書(千円)	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	収入合計	31,545	31,826	32,010	32,095	32,234	
	内訳	指定管理料	28,468	28,468	28,468	28,468	28,468
		利用料収入	594	611	629	647	666
		事業収入	2,378	2,442	2,508	2,575	2,645
		寄付金収入	100	300	400	400	450
		受取利息	2	2	2	2	2
		雑収入	3	3	3	3	3
	支出合計	31,545	31,826	32,010	32,095	32,234	

みえ県民交流センター指定管理者審査基準及び配点

別紙 2

1. 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目		審査内容	配点
管理に対する基本方針	1-1	施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性(ビジョン)が明確になっているか	10
利用者の公平、公正な利用	1-2	基本方針が利用の平等性の観点から適切か	10
	1-3	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	10
企業(団体)の社会的責任	1-4	企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境配慮への対応は適切か	10
小計			40

2. 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目		審査内容	配点
施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	2-1	施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	10
危機管理体制や緊急時の対応	2-2	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10
	2-3	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	10
利用者の安全確保対策	2-4	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか	10
	2-5	危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか	10
個人情報の保護への対応	2-6	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	10
	2-7	職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	10
小計			70

3. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目		審査内容	配点	
事業計画	施設等の利用	3-1	利用者対応(センター案内、相談等の対応、施設機器の利用等)に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-2	センター内の情報(図書資料、情報ファイル、掲示等)の活用に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-3	日常の管理業務に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
	市民活動促進及び国際化の推進	3-4	市民活動促進のための取組に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-5	国際化の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
	市民活動に関する情報の受発信	3-6	ホームページの設置及び管理運営に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-7	情報誌の発行及び配布に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
	NPO支援組織の機能向上・連携交流	3-8	団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-9	県内NPO支援組織の機能向上に関し、適切に課題把握し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-10	県内NPO支援組織の連携交流に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
	利用料金の収受に関する業務	3-11	県外のNPO支援組織とのネットワーク構築に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-12	市民活動支援体制の強化を図る取組に関し、より有効で具体的な方が提案されているか	10
		3-13	利用料金の設定、収受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか	10
3-14		サービス向上につながる独自の提案がなされているか	10	
サービス向上への取組	3-15	施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか	10	
	3-16	利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10	
成果目標	3-17	成果目標を達成するための具体的な方が提案されているか	10	
	3-18	提案された達成すべき成果目標は、具体的に適切な提案がなされているか	10	
総合評価	3-19	当該指定管理業務について県域性、独自性、先進性等のある提案がなされているか	20	
小計			200	

4. 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目		審査内容	配点
収支計画の積算の考え方	4-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10
	4-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	10
コスト削減の考え方	4-3	実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方が提案されているか	10
小計			30

5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目		審査内容	配点
法人等の財政的基礎	5-1	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	10
	5-2	事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか	10
法人等の組織体制、勤務体制	5-3	事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか	10
	5-4	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	10
人材育成方針、研修計画	5-5	職員の人材育成につながる方針となっているか	10
	5-6	業務に必要な研修があるか	10
小計			60

合計			400
----	--	--	-----

9 人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告について

「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：平成19年度～22年度、以下「行動プラン」という。）は、「三重県人権施策基本方針」（平成18年3月改定）を具体的に推進していくために策定したもので、この年次報告は行動プランの各人権施策の進捗管理と今後の方向性の検討などに活用するものとして取りまとめています。

1 年次報告の主な構成

年次報告は、行動プランの4つの施策分野に位置づけられた人権施策（16施策）ごとに、次の項目により構成しています。

(1) データからみた状況、関係法令等の動き

(2) 現状と課題

①国連・国・他の都道府県の状況

②三重県の状況（県の主な取組状況、多様な主体による取組状況：民間・市町の取組事例）

(3) 今後の取組方向

2 2011(平成23)年度版 年次報告の概要

(1) 各施策体系における取組状況等

① 人権が尊重されるまちづくりのための施策

多様な主体と連携・協働して「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、まちづくりの手法などを紹介したテキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」を開催し、リーダー養成と住民啓発を進めました。また、地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向けアドバイザー等を派遣し、地域のニーズに応じた取組支援を行いました。

【課題】人権が尊重される社会の実現には、多様な主体による具体的な「人権のまちづくり」の取組が拡大し、かつ充実していく必要があります。

② 人権意識の高揚のための施策

人権センターにおいて、人権を身近に感じてもらうために、人権ポスター・人権メッセージの募集などの参加型啓発やスポーツ組織と連携した取組などを行うとともに、企画パネル展や人権フォーラム等を開催しました。また、「差別をなくす強調月間」では、国・市町・人権擁護委員などと連携した啓発活動に取り組みました。

さらに、「三重県人権教育基本方針」及び「人権教育ガイドライン」の周知とその活用の促進をはかりました。

【課題】今後も、人権についての正しい知識や情報等を、さまざまな手段や機会を活用して県民に発信していくとともに、多様な主体との連携を進めていく必要があります。

また、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育てるとともに、人権尊重の意識を広めるために、「人権感覚あふれる学校づくり」及び「人権尊重の地域づくり」を進める人権教育の充実をはかる必要があります。

③ 人権擁護と救済のための施策

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談対応や啓発活動を行っています。

また、市町においても「特設人権相談」等の相談事業を実施しているほか、NPO・団体等も、さまざまな相談窓口を開設しています。

県では、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「相談員スキルアップ研修」を開催し、資質の向上をはかりました。

【課題】さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するために、各種相談機関の機能充実と相互連携強化のための取組が必要です。

④ 人権課題のための施策（10の人権課題）

上記の3つの施策分野をベースにして、同和問題、子ども、女性、障がい者などの個別の課題に対応する施策に取り組んでいます。

平成22年度の特徴的な取組としては、以下のとおりです。

- ・「三重県子ども条例」の制定
- ・「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定
- ・「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定
- ・「三重県国際化指針（第一次改訂）」の策定
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定 など

【課題】緊急な対応を要する今日的な課題に対して、多様な主体と連携し、迅速で的確な対応を進めていくことが必要です。

（2）今後の主な取組方向（平成23年度以降）

- ① 研修テキスト等を活用した研修会等が県内全域で実施され、地域のニーズに合わせた「人権が尊重されるまちづくり」が進められるよう支援を行っていきます。
- ② 参加型啓発に加え、三重県人権啓発活動ネットワーク協議会においてスポーツイベントを活用した親しみやすい人権啓発活動を進めます。
- ③ 「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材の活用の促進や開発、カリキュラムの研究、実践内容の共有を行うとともに、実習・演習型の研修など、より具体的な教職員研修を実施していきます。
- ④ 各相談機関の連携強化に向けた支援を進めるとともに、相談員の資質向上のための研修を実施します。

3 今後の予定等

この年次報告を、三重県人権施策審議会（9月12日開催）へ報告しました。

今後、当該年次報告を県ホームページ等で公表し、県民への周知を行います。

なお、これらの成果と課題を踏まえ、平成23年度からの「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」において取組を進めていきます。

【参考資料】

人権施策基本方針及び人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

1. 人権施策基本方針（第一次改定）について

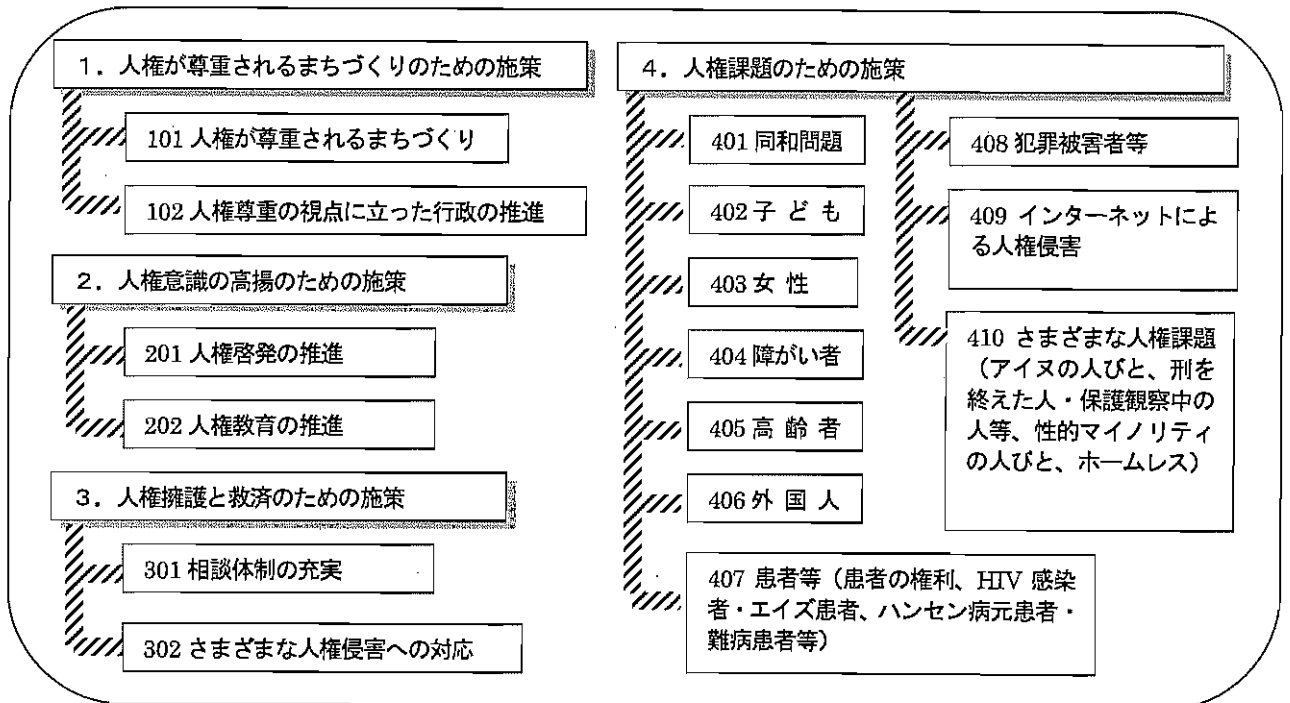
○平成 18 年 3 月第一次改定（前基本方針は平成 11 年 3 月策定）

→「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成 9 年 10 月）に基づき作成された基本計画

○計画期間：平成 18 年度から概ね 10 年後（平成 27 年度）を目途に見直し

○「基本理念（めざす社会）」と「めざす社会の実現に向けた基本的な考え方」

○人権施策基本方針における人権施策体系

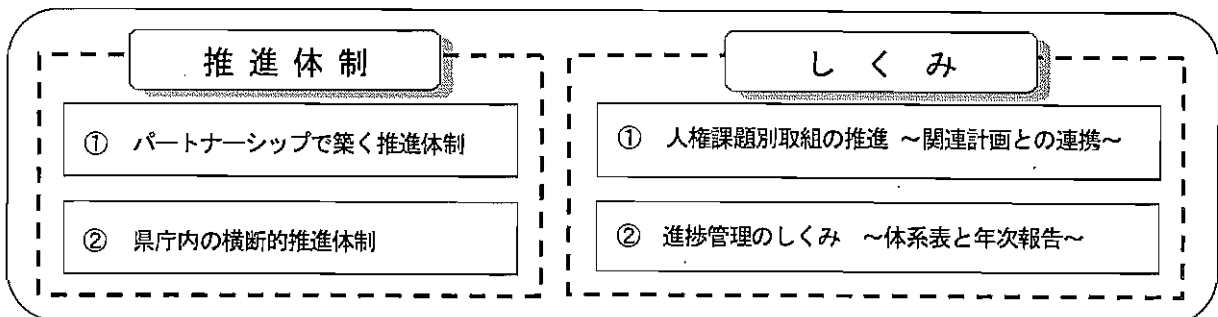


2. 人権が尊重される三重をつくる行動プランについて

○「人権施策基本方針（第一次改定）」に基づき、具体的な取組（プラン）と推進体制等について定める（平成 19 年 3 月策定）。

○計画期間：平成 19 年度から平成 22 年度（4 か年）

○人権施策の推進体制としくみ



※この行動プランの計画期間が平成 22 年度までのため、これまでの取組の成果と課題を検証し、平成 23 年 3 月に「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定。

10 三重県男女共同参画施策の年次報告について

1 はじめに

この年次報告は、男女共同参画に関する施策の進捗状況を明らかにし、効果的に推進していくため、年度毎の男女共同参画基本計画の施策の実施状況等についてとりまとめ、報告をおこなうものです。

今年度は、三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画（以下、第三次実施計画という。）の計画期間（平成19年度～平成22年度）が終了したことから、その総括及び目標値に対する達成状況等をあわせて掲載しています。

2 第三次実施計画の総括

第三次実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及・啓発や女性の社会参画支援などの取組を推進したことにより、男女共同参画意識は徐々に高まり、政策・方針決定過程への女性の参画も進みつつあります。しかし、その進展は緩やかであり、また、厳しい経済・雇用情勢の影響等により、働く場等における男女共同参画についても十分に進展したとは言えない状況です。

これらのことから、男女共同参画意識の普及・啓発をはじめ、男女共同参画に関する取組を一層推進していく必要があります。

3 第三次実施計画目標値に対する達成状況（三重県男女共同参画年次報告P5～P11）

第三次実施計画における基本施策の指標および施策の方向の目標項目に対する達成状況の詳細は、下表のとおりです。

（1）基本施策の指標（7項目）

	目標を達成した指標	当初値より進んだ指標		当初値より後退した指標
		達成率50%以上	達成率50%未満	
目標：男女共同参画社会の実現	2項目	3項目	2項目	—

(2) 施策の方向の目標項目 (37 項目)

	目標を達成した項目	当初値より進んだ項目		当初値より後退した項目
		達成率50%以上	達成率50%未満	
I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	3項目	3項目	1項目	—
II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	5項目	1項目	—	2項目
III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	1項目	2項目	—	2項目
III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	1項目	2項目	1項目	—
III-III 家庭・地域における男女共同参画の推進	2項目	2項目	1項目	—
IV-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	2項目	1項目	1項目	—
IV-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	3項目	1項目	—	—
計 37 項目	17 項目	12 項目	4 項目	4 項目

4 今後の予定

平成 23 年 3 月に策定した「第 2 次三重県男女共同参画基本計画（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）」を着実に推進するため、「第三次実施計画の総括」を踏まえるとともに、みえ県民カビジョン（仮称）との整合性に留意しつつ、第 2 次三重県男女共同参画基本計画の実施計画を今年度中に策定する予定です。

1 1 第9次三重県職業能力開発計画（最終案）について

1 策定の趣旨

都道府県職業能力開発計画は、国の職業能力開発基本計画に基づき、都道府県の区域内において行われる職業能力開発に関する基本的な方向付けを与える計画であり、法律により策定が義務付けられています。（職業能力開発促進法第7条第1項）

平成23年4月15日に告示された国の「第9次職業能力開発基本計画」（計画期間：平成23～27年度）」に基づき、「第9次三重県職業能力開発計画」を策定します。

※ 県内で行われる職業能力開発施策が対象であり、国等が実施する取組も含んでいます。

2 最終案の概要

(1) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

(2) 計画の構成

- 第1章 総説

計画のねらい、計画の性格、計画の期間

- 第2章 職業能力開発をめぐる経済社会の状況

経済の動向、人口の動向、労働市場の状況、本県の職業能力開発の状況

- 第3章 職業能力開発施策の実施目標と基本的施策

実施目標（取組の方向）、基本的施策

(3) 中間案からの変更内容

- 本県では外国人住民が多いことを踏まえて、通訳を配置した職業訓練に関する記述を追加しました。
- 計画の全体像を把握できるよう、計画の概要を記載した構成図を追加しました。
- (独)雇用・能力開発機構が平成23年10月1日で廃止され、同機構が実施していた職業能力開発業務は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に引き継がれたため、関連する記述を変更しました。

3 第9次三重県職業能力開発計画の特長

(1) 第8次三重県職業能力開発計画と比較しての特長

- リーマンショック以後の雇用情勢の急激な悪化を受けて、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化に重点を置いています。
- 県以外の機関が実施する施策も含めた計画であるため、実施機関名を記載し、施策の実施主体を明確にしました。

(2) 国が策定した第9次職業能力開発計画と比較しての特長

- 母子家庭の母が行う資格取得への助成といった福祉施策や、学校におけるキャリア教育など、関連する施策を幅広く記載しています。
- 育児・介護等で長期に職を離れた女性や高齢者の職業能力開発についても言及しています。

4 検討状況

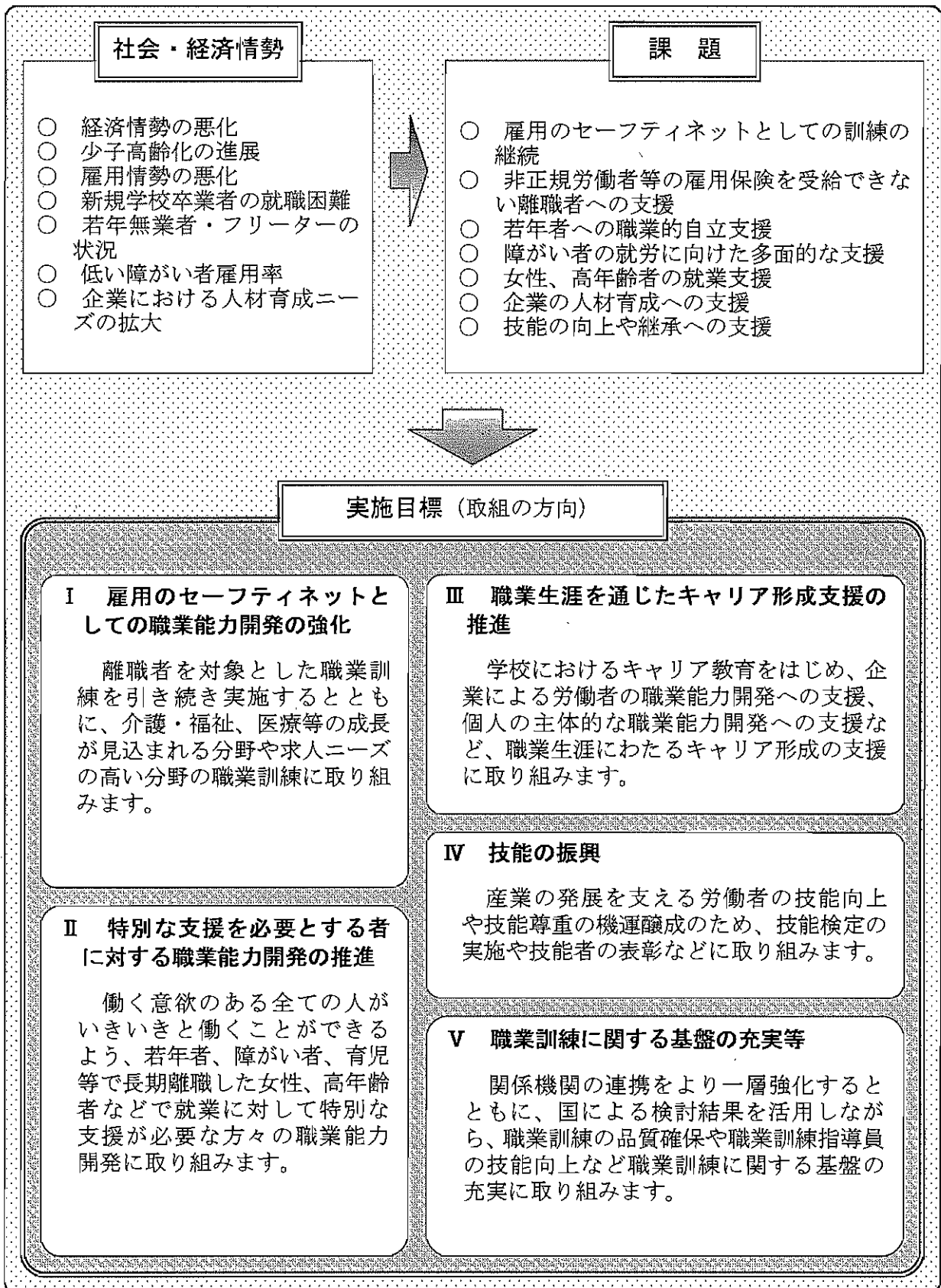
平成23年3月	三重県職業能力開発審議会への諮問、審議（素案）
平成23年3月～4月	素案について関係機関へ意見照会 素案について一般意見募集（パブリック・コメント）
平成23年5月	三重県職業能力開発審議会での審議（中間案）
平成23年6月	生活文化環境森林常任委員会への報告（中間案）
平成23年6月～7月	最終案について関係機関へ意見照会
平成23年8月	三重県職業能力開発審議会での審議（最終案）、答申

5 計画に基づく具体的施策の推進について

第9次三重県職業能力開発計画に基づく具体的施策については、毎年度、実施状況を三重県職業能力開発審議会に報告し、審議会委員の意見を参考に見直しを行いながら推進していきます。

また、推進にあたっては、商工施策や教育施策、福祉施策などとの連携を図ります。

【参考】計画のイメージ



1 2 審議会等の審議状況について

(平成23年6月3日～平成23年9月13日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成23年8月8日
3 委員	会長 宗村 南男 副会長 梅村 光久 委員 衣斐 信行 他9名
4 諮問事項	専修学校の廃止認可について 他4件
5 調査審議結果	5件の諮問事項に対して答申されました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成23年6月14日、6月17日、8月24日、8月26日
3 委員	会長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委員 丸山 康人 他4名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て2事案について審議が行われ、うち2事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成23年11月22日 今後の予定：不服申立事案等の諮問に応じて開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成23年6月21日、7月26日、8月26日
3 委員	会長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委員 安田 千代 他2名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て等6事案について審議が行われ、うち6事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成23年11月2日 今後の予定：不服申立事案等の諮問に応じて開催します。

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成23年6月9日、9月13日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岸 葉子 (6月9日開催分) 他3名 (9月13日開催分) 他4名
4 諮問事項	平成23年度アクションプログラムについて
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画・平成23年度アクションプログラムについて協議、意見交換を行いました。
6 備考	次回開催日：平成23年12月16日 今後の予定：平成23年度アクションプログラムについて意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成23年9月3日
3 委員	会長 石原 義剛 委員 秋山 洋子 他 7名
4 諮問事項	平成23年度美術館事業進捗状況報告等
5 調査審議結果	平成23年度美術館事業進捗状況報告 平成23年度美術館事業等について意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県職業能力開発審議会
2 開催年月日	平成23年8月4日
3 委員	会長 鈴木 実平 会長職務代理者 建部 久美子 委員 岩崎 祐子 他 6名
4 諮問事項	第9次三重県職業能力開発計画について
5 調査審議結果	第9次三重県職業能力開発計画最終案について意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：年1～3回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	平成23年7月7日
3 委員	会長 鈴木 英敬 委員 新岡 邦良 他16名
4 諮問事項	(1) 第9次三重県交通安全計画の作成 (2) 平成23年度三重県交通安全実施計画の作成
5 調査審議結果	第9次三重県交通安全計画及び平成23年度三重県交通安全実施計画を作成しました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：毎年度、1回開催する予定。

1 審議会等の名称	三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年8月8日
3 委員	委員長 仲 律子 委員 杉井ひろ子 他3名
4 諮問事項	(1) 審査基準及び配点表の作成に関する事項 (2) 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項 (3) その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
5 調査審議結果	平成24年4月からの指定管理者を募集する際に必要な審査基準及び配点表を決定しました。
6 備考	次回開催日：平成23年10月17日 今後の予定：同年10月中に、指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査を行い、指定管理候補者の選定を行う予定です。

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成23年9月5日
3 委員	会長 鈴木 真由子 副会長 松田 直俊 委員 他6名
4 諮問事項	平成23年度消費生活に関する事業概要
5 調査審議結果	平成23年度消費生活に関する事業概要について、意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：年度内に1回開催予定

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成23年9月12日
3 委員	会長 坪井 俊輔 会長代理 川口 節子、松井 真理子 委員 荒木田 豊 他16名
4 諮問事項	「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」について
5 調査審議結果	「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」年次報告について説明し、意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	全体会：平成23年6月21日 第1専門部会：平成23年8月29日、8月30日、9月8日 第2専門部会：平成23年8月26日、9月1日 第3専門部会：平成23年8月18日、8月19日、8月26日
3 委員	会長：佐伯 富樹 副会長：川口 節子 委員：石田 壽賀子 他17名 (第1専門部会) 部会長：加藤 元治 他6名 (第2専門部会) 部会長：前山 都子 他6名 (第3専門部会) 部会長：川口 節子 他5名
4 諮問事項	男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に対する評価について
5 調査審議結果	全体会において、男女共同参画施策の実施状況の評価を行うスケジュール等について検討しました。 各専門部会において、男女共同参画施策の平成22年度実施状況について調査を行いました。
6 備考	次回開催日：平成24年1月(予定) 今後の予定：今年度各専門部会において行った調査結果等のとりまとめを行います。

1 審議会等の名称	みえ県民交流センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年7月14日、7月28日
3 委員	委員長 石坂 督規 委員長職務代理 アーナンダ・クマール 委員 加藤 恭子 他2名
4 諮問事項	(1) 審査基準及び配点表の作成について (2) 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査について
5 調査審議結果	委員長を選出するとともに、指定管理者募集要項を確認し、審査基準及び配点について審議が行われました。
6 備考	次回開催日：10月13日 今後の予定：指定管理者の指定申請者から提出された事業計画書等の審査を行います。